

最近における関税政策・税関行政について

平成28年3月

財務省大臣官房審議官

藤城 眞



本日の内容

1. 不正薬物の密輸摘発状況等について 3
2. 平成28年度関税改正等 について..... 19
3. TPP協定について 26
4. 貿易統計について 58

1. 不正薬物の密輸摘発状況等について

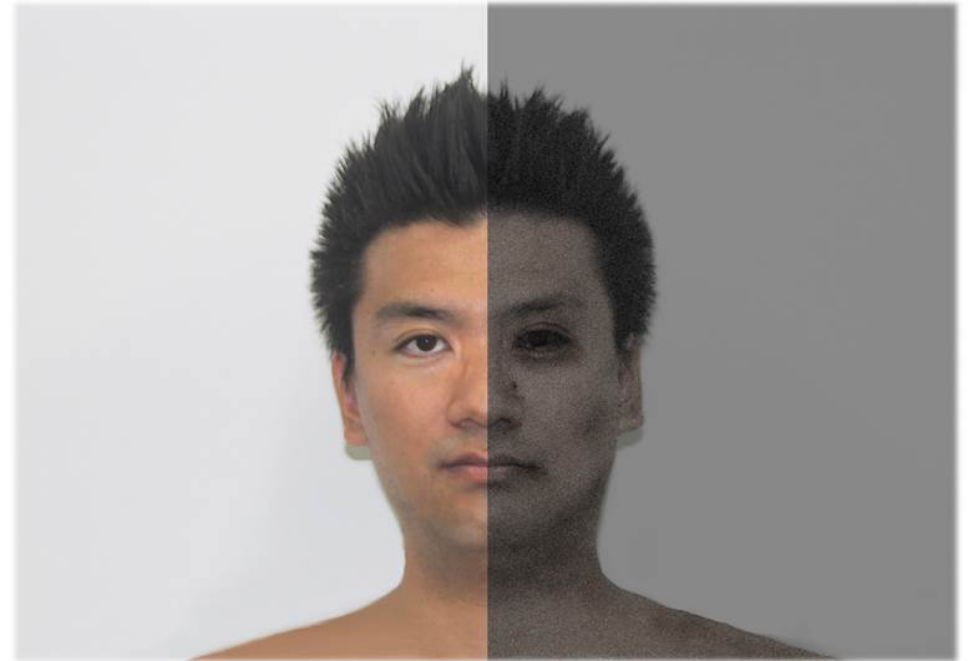


私たちが止める。

税関は、不正薬物をはじめとした、社会の安全・安心を脅かす物品を、全国の港や空港などの水際で、24時間取り締まっています。



密輸ダイヤル(24h) 0120-461-961
税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/>



違法薬物から、 あなたを守る。

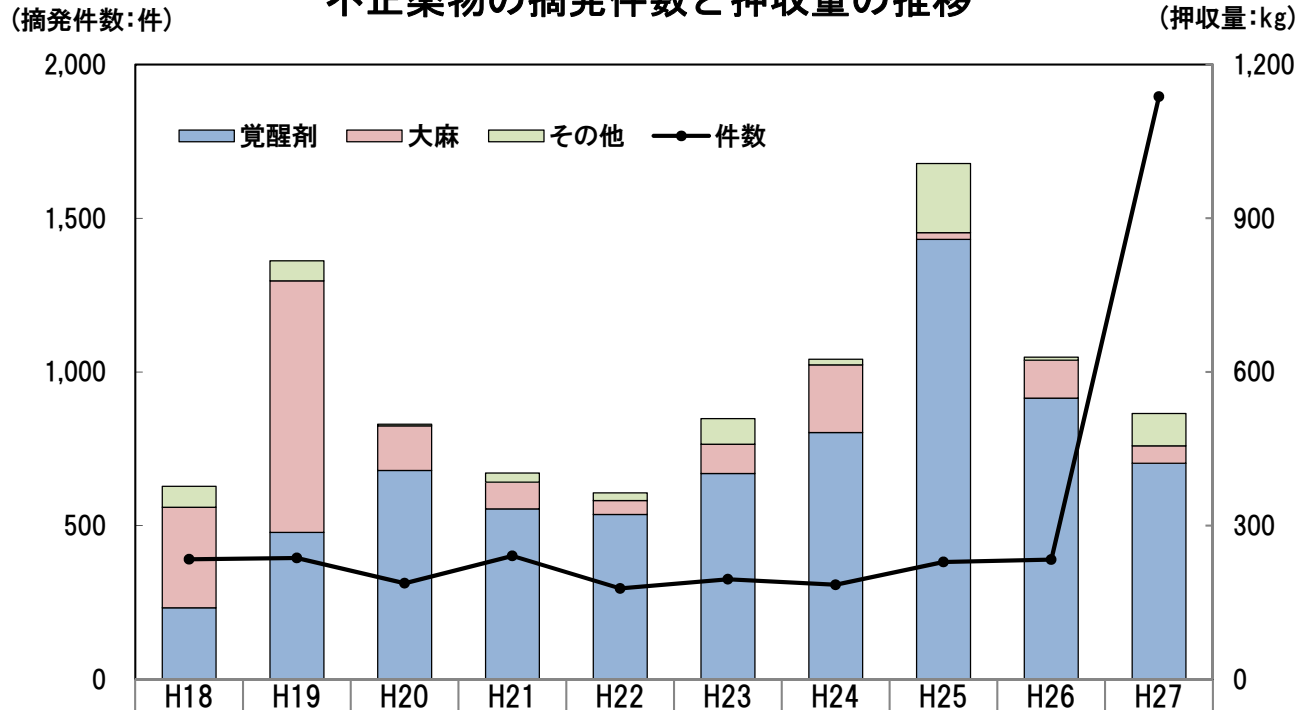


税関HP <http://www.customs.go.jp/>

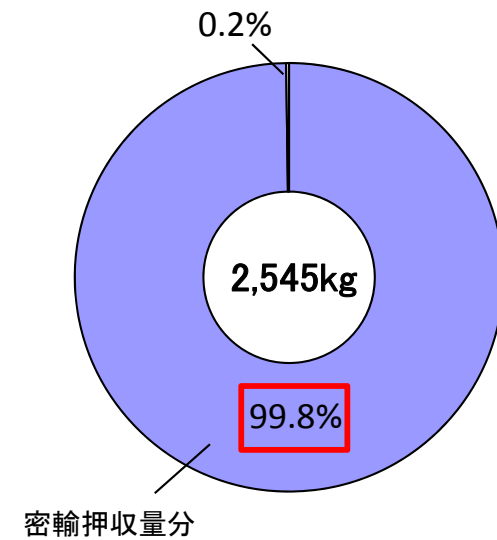
不正薬物の密輸摘発状況

- 指定薬物の「輸入してはならない貨物」への追加に伴い、摘発件数が過去最高を記録
- 不正薬物の押収量が5年連続で500kgを超えるなど、依然として深刻な状況
- 覚醒剤の国内押収量全体に占める密輸押収量の割合は9割以上

不正薬物の摘発件数と押収量の推移



覚醒剤の国内押収量全体に占める
密輸押収量の割合（平成22～26年累計）



- (注) 1. 密輸押収量には、税関が摘発した密輸事件に係る押収量その他、警察等
他機関が摘発した事件で税関が当該事件に関与したものに係る押収量
を含む。
2. 警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

(注) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

うち指定薬物
1,462件

不正薬物密輸入事犯の具体的事例

洋酒瓶内に隠匿 <海上貨物>

平成27年10月、横浜税関は、メキシコから到着した海上貨物の検査において、液体に溶かしてテキサラ瓶内に隠匿していた**覚醒剤 約171kg**を発見、摘発した。



金属製タンク内に隠匿 <航空貨物>

平成27年3月、東京税関は、メキシコから到着した航空貨物の検査において、金属製タンク5本内に隠匿していた**覚醒剤 約44kg**を発見、摘発した。



ナイジェリア人船員による密輸入 <船舶乗組員>

平成27年12月、神戸税関は、水島港に入港した外国貿易船から下船した同船乗組員の携帯品検査において、リュックサック内に隠匿していた**覚醒剤 約6kg**を発見、摘発した。



コーヒー袋内に隠匿 <航空機旅客>

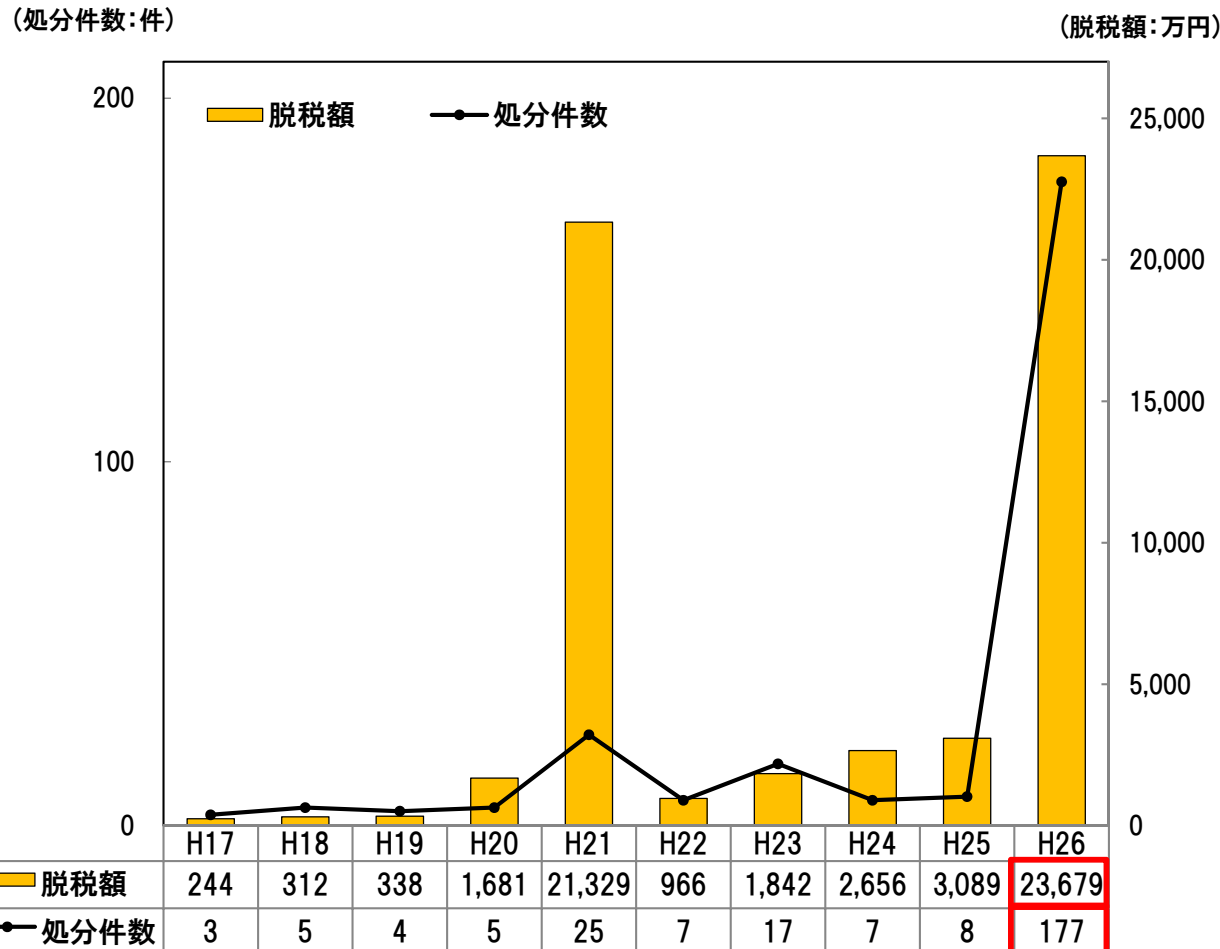
平成27年11月、東京税関は、ウガンダから羽田空港へ到着したウガンダ人男性の携帯品検査において、スーツケース内に収納のコーヒー袋25袋内に隠匿していた**覚醒剤 約20kg**を発見、摘発した。



金地金密輸事件の処分状況

- 処分件数(前年比22倍)・脱税額(前年度比8倍)がいずれも過去最高を記録
- すべて航空機旅客によるもので、半数以上が体に巻きつける等して隠匿したもの

金地金密輸事件の処分件数と脱税額の推移(平成17～26事務年度)



隠匿事例



皮膚に模したシリコンで覆った腹部に隠匿



工作したベストを着用して隠匿



ノートパソコン内部に隠匿

2016年主要国首脳会議（サミット）及び関係閣僚会合一覧

- 5月26日～27日の伊勢志摩における首脳会議のほか、各地で10の関係閣僚会合が開催される。



テロ警戒中



「手荷物検査」

にご協力をお願いします。

テロ関連物資の輸入は、
関税法により禁止されています。



税 関

密輸ダイヤル 24h

▶ 0120-461-961

税関HP <http://www.customs.go.jp/>



CUSTOMS CONTROL



Fight against Terrorism

Importation of terrorism-related goods
is prohibited by Customs Law.



Japan Customs

Web Site <http://www.customs.go.jp/english/index.htm>



「伊勢志摩サミットにおける警備対策の基本方針」(抄)

(平成27年9月15日 伊勢志摩サミット準備会議警備対策部会決定)

伊勢志摩サミットの開催に際しては、全ての関係府省庁が緊密に連携を図り、政府一丸となって総合的・一体的な各種の警備対策を実施する。

3 主な対策

(1) 情報収集・分析の強化

国内外における情報収集、外国治安・情報機関等との情報交換を推進し、テロ等の未然防止、水際対策の強化及びサイバー攻撃の予兆把握に資する情報の収集・分析を強化するとともに、関係機関の間での迅速かつ的確な情報共有を徹底する。

また、警備対策に資する情報の提供を幅広く受けられるよう、国民及び民間事業者等の協力の促進を図る。

(2) 水際対策の強化

テロリストや過激な反グローバリズム活動家等の入国、テロ関連物資の国内流入を阻止するため、入国審査・輸入貨物の検査の厳格化や不審者発見のための警戒監視の強化を徹底するとともに、水際関係機関間の連携を強化し、通報連絡体制の整備、合同訓練・合同取締り等を実施する。

さらに、不審者等の発見に資する情報の提供を幅広く受けられるよう、国民及び民間事業者の協力の促進を図る。

「伊勢志摩サミットにおける警備対策の基本方針」に基づき、関係省庁と緊密な連携を図りつつ、税関において警備対策を実施。

名古屋税関をはじめ各税関に 「対策本部」を設置

```
graph TD; A[名古屋税関をはじめ各税関に「対策本部」を設置] --> B[テロ対策強化の実施]; A --> C[要人の迅速通関];
```

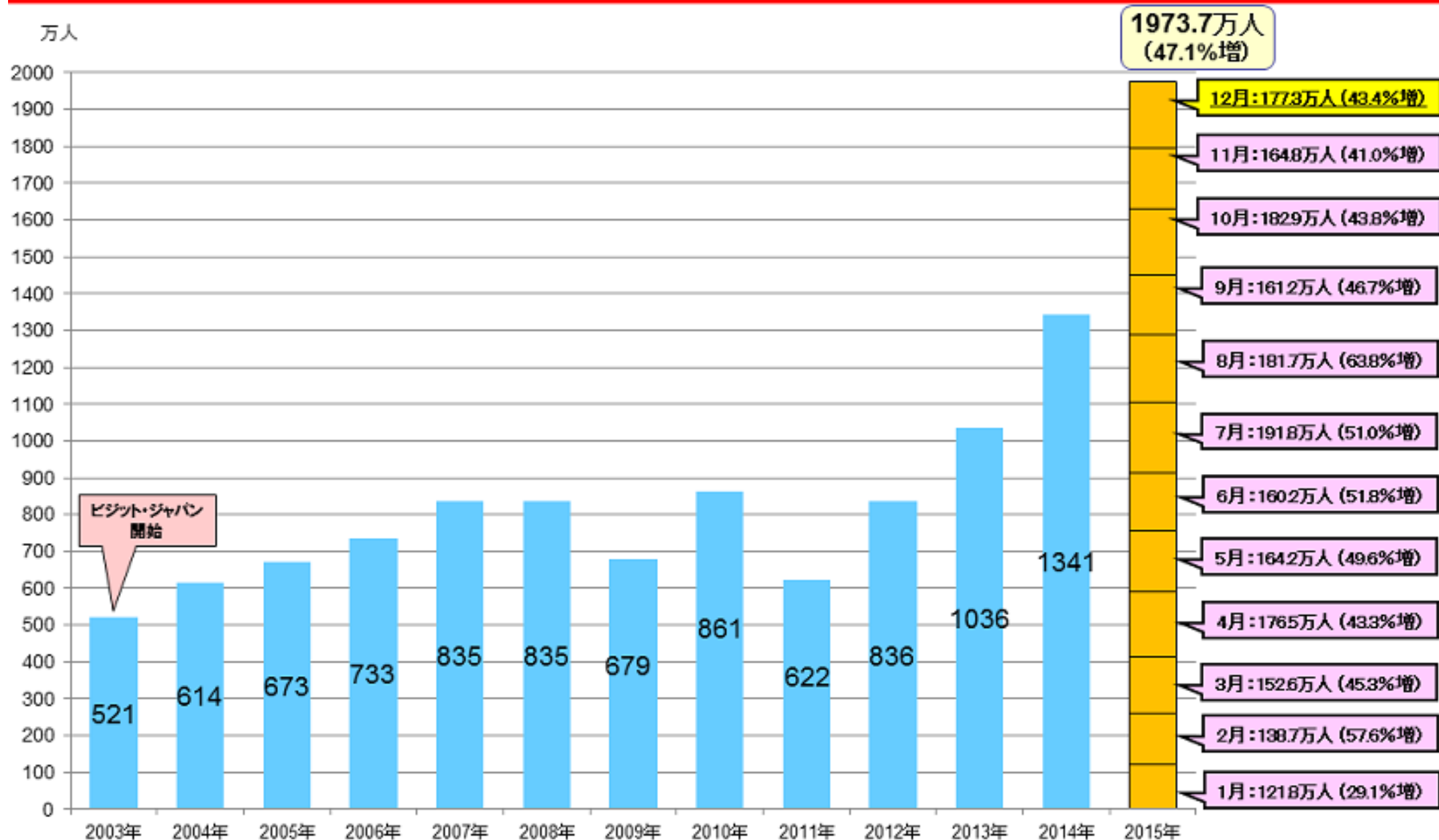
テロ対策強化の実施

- ・ 商業貨物・国際郵便物、旅客の携帯品に対する厳重な審査・検査
- ・ 合同訓練の実施等の関係機関との連携強化、関係団体との連携強化
- ・ PNR等の事前情報収集・分析の強化

要人の迅速通関

※PNR(Passenger Name Record)とは、航空会社が保有する旅客の予約記録。(氏名、国籍、連絡先、旅程、航空券の購入時期・支払方法等の情報を含む。)

訪日外国人旅行者数の推移



観光立国に向けた税関の対応

観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015（抜粋）
（平成27年6月5日 観光立国推進閣僚会議決定）

4. 先手を打っての「攻め」の受入環境整備

（1）空港ゲートウェイ機能の強化、出入国手続の迅速化・円滑化

＜出入国手続の迅速化・円滑化＞

- ・ 訪日外国人旅行者の増加に対応し、外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾における出入国審査の状況も十分考慮して、外国人審査ブースの増設やCIQに係る予算・定員の充実を図り、必要な物的・人的体制の整備を進める。【改善・強化】
- ・ 外国人旅行者が急増している空港・港湾について、待ち時間の短縮等を図るため、緊急的に、CIQに係る所要の体制整備を行う。【新規】
- ・ 地方空港への国際チャーター便の就航や国際クルーズ船の寄港、一時的に発生する季節的需要等に対応するため、緊急的な体制整備を含め、CIQの「機動的体制」を構築する。【新規】

CIQの体制整備

2. 観光旅行消費の一層の拡大、幅広い産業の観光関連産業としての取り込み、観光産業の強化

（1）「訪日外国人による観光消費拡大・地域活性化」プログラム

＜保税売店の市中展開による買い物魅力の向上＞

- ・ 保税売店の市中展開を促進するため、市中の保税売店で販売した商品の引渡しに必要な空港内カウンターの設置について、複数の市中の保税売店が共同で利用できる引渡カウンターの設置を、まず2015年度中に羽田空港、成田空港で実現するとともに、その他の空港における共同の引渡カウンターの設置を促進する。【新規】

市中免税店（保税売店）について

クルーズ船で入国する旅客等への対応①

従来の認識

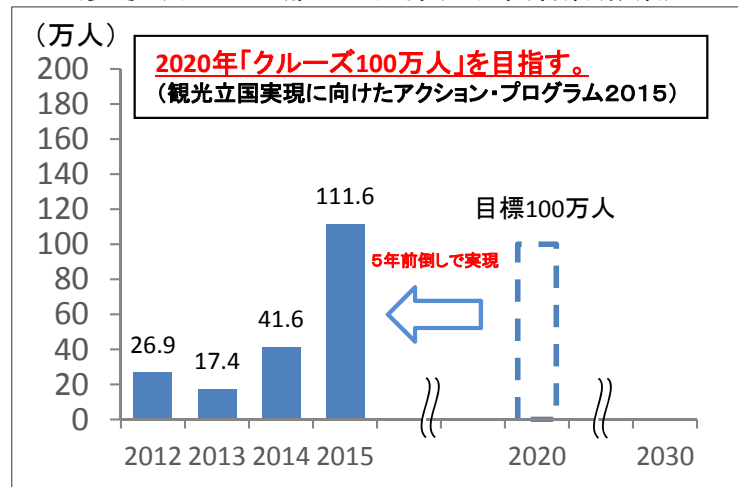
- 富裕層の乗客による、長期間の船旅
- 本邦に入港するクルーズ船は少ない
- 入港は伝統的大規模港



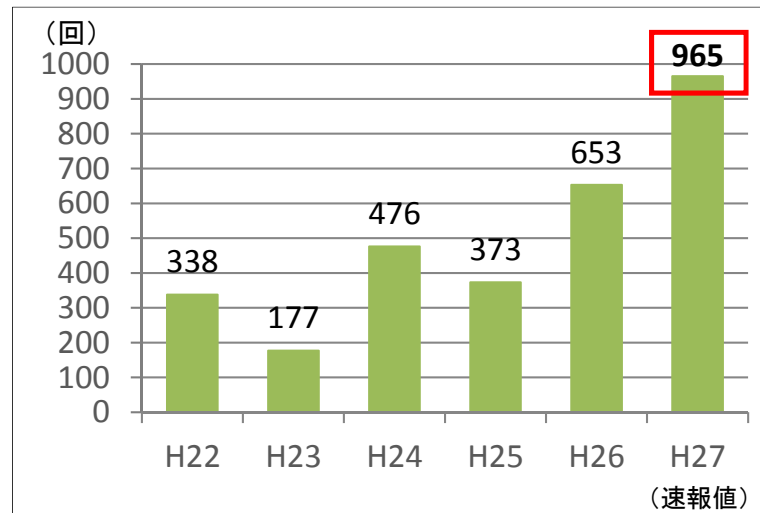
環境の変化

- 外国船社による新たな経営戦略(大型化、集客手法等の確立)⇒低価格・短期間クルーズ
- 中国人の日本での買物等⇒中国を起点とした九州・沖縄等への入港の増加
- 欧米人等による日本人気(文化等)⇒日本を起点とし、主に日本を周遊、外国港にワンタッチ寄港
- 入国旅客数、入港隻数の増加(特に地方港への入港増加が顕著)

(参考1)クルーズ船による外国人入国者数(概数)



(参考2)外国船社が運航するクルーズ船の寄港回数



(参考3)外国船社が運航するクルーズ船の寄港回数(H27上位10港:速報値)

港名	寄港回数
博多(門)	245
長崎(長)	128
那覇(沖)	105
石垣(沖)	79
鹿児島(長)	51
神戸(神)	42
横浜(横)	37
佐世保(長)	34
広島(神)	25
大阪(大)	18

(注)国土交通省資料に基づき作成(参考1-3)

クルーズ船で入国する旅客等への対応②

(参考4) 大型化が進むクルーズ船

(注) 国土交通省資料を抜粋

船名	船型、同縮尺イメージ			船幅	乗客定員
飛鳥Ⅱ (邦船最大のクルーズ船) 初就航:1990年	総トン数 50,142トン 必要岸壁水深 9m程度	マスト高 45m 満載喫水 7.8m	 全長241m	29.6m	872人
Sun Princess ('13～'14年より日本発着クルーズに配船) 初就航:1995年	総トン数 77,441トン 必要岸壁水深 9m程度	マスト高 50m 満載喫水 8.1m	 全長261m	32.3m	1,998人 (2,250)
Diamond Princess ('14年より日本発着クルーズに配船) 初就航:2004年	総トン数 115,875トン 必要岸壁水深 10m程度	マスト高 54m 満載喫水 8.5m	 全長290m	37.5m	2,670人 (3,286)
Voyager of the Seas ('13年より日本発着クルーズに配船) 初就航:1999年 ※2014年改装	総トン数 138,194トン 必要岸壁水深 10m程度	マスト高 64m 満載喫水 9.1m	 全長311m	38.6m	3,286人 (4,000)
Quantum of the Seas ('15年より日本へ寄港) 初就航:2014年	総トン数 167,800トン 必要岸壁水深 10m程度	マスト高 62.5m(58.2m) 満載喫水 8.5m	 全長348m	41.4m	4,180人 (4,905)
Oasis of the Seas (世界最大のクルーズ船 寄港実績なし) 初就航:2009年	総トン数 225,282トン 必要岸壁水深 11m程度	マスト高 65m 満載喫水 9.1m	 全長360m	64.0m	5,400人 (6,360)

(参考5) ロイヤル・カリビアン社の例

- アジア地区にカジュアル(低価格)船4隻を配船。
- 全て中国を起点に1週間程度の中国人向けの日本、韓国、台湾へのクルーズを提供。
- 日本へは博多、長崎、沖縄等西南部を中心に寄港。今年度の寄港回数は125回の予定であるが、韓国でのMERSの影響で、予定を2～3割上回る勢い。
- 同社により今年度20万人の中国人が日本訪問、来年は4000人規模の新造船の追加等により40万人を見込む。

〈日本に寄港するロイヤル・カリビアン社船舶乗客定員等〉

トン数	乗客定員
167,000	4,180
138,000	3,286
138,000	3,114
70,000	1,804

市中保税売店について

保税売店制度の概要

保税売店制度は、空港の出国エリア等にある保税売店（保税蔵置場）において、外国から到着した輸入手続未済の外国貨物（保税物品）を出国者に対し販売する制度。販売される外国貨物（保税物品）は、輸入されないため関税及び内国消費税は非課税。

市中への保税売店の展開

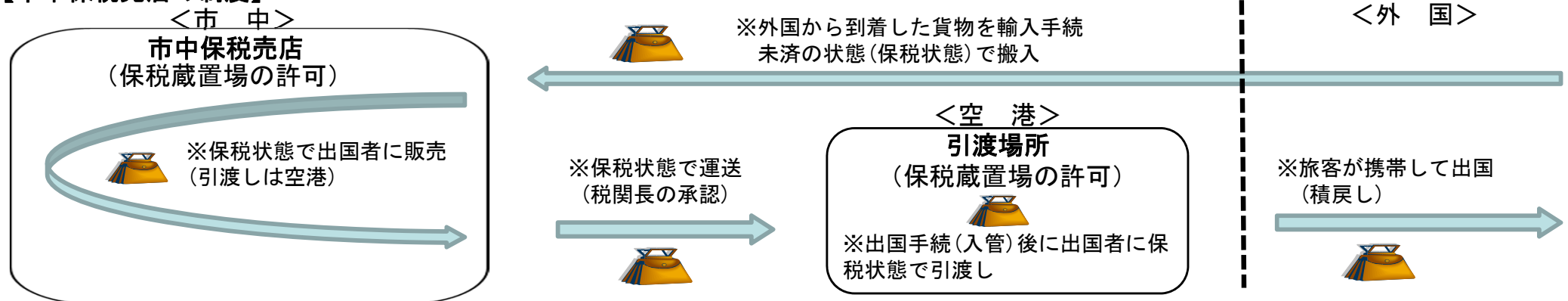
市中へ保税売店を設置することは、市中に店舗（保税蔵置場）を設置し、空港に引渡場所（保税蔵置場）を確保すれば現行制度において対応可能。

具体的には、市中店舗で販売した商品（外国貨物）を空港の引渡場所まで保税運送を行い、空港内引渡場所引き渡すこととしている。

【参考】 市中保税売店の出店状況は以下のとおり。

- ・ 銀座三越店（2016年1月開店）：（株）Japan Duty Free Fa-So-La三越伊勢丹
（株）三越伊勢丹ホールディングス、日本空港ビルデング（株）、成田国際空港（株）、（株）NAAリテイリングの合併会社）
- ・ 福岡三越店（2016年4月予定）：フクオカ・デューティーフリーショップ
（株）三越伊勢丹ホールディングス、福岡空港ビルデング（株）、西日本鉄道（株）の合併会社）
- ・ ロッテ東京銀座店（2016年3月予定）：ロッテ・デューティーフリーショップ ジャパン

【市中保税売店の制度】



税関を巡る状況について

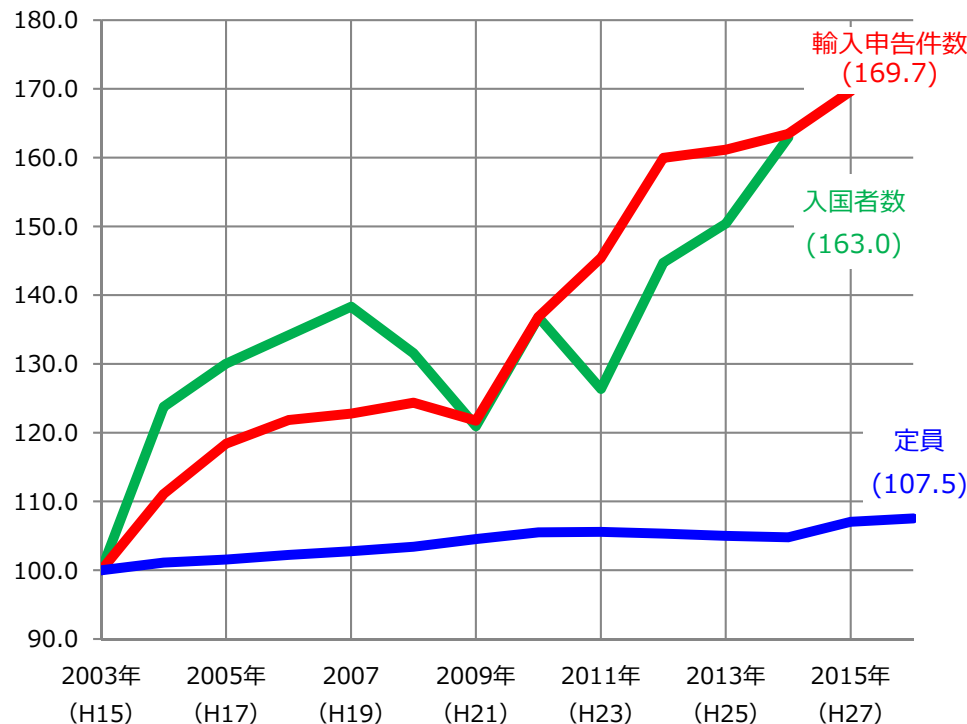
【税関業務の現状】

● 入国者数 (万人) (2003年) 1,915 → (2014年速報値) 3,032 (+58.3%)

● 輸入申告件数 (万件) (2003年) 1,439 → (2014年) 2,352 (+63.5%)

【税関における主要業務量と定員の推移】

(2003年：指数100)



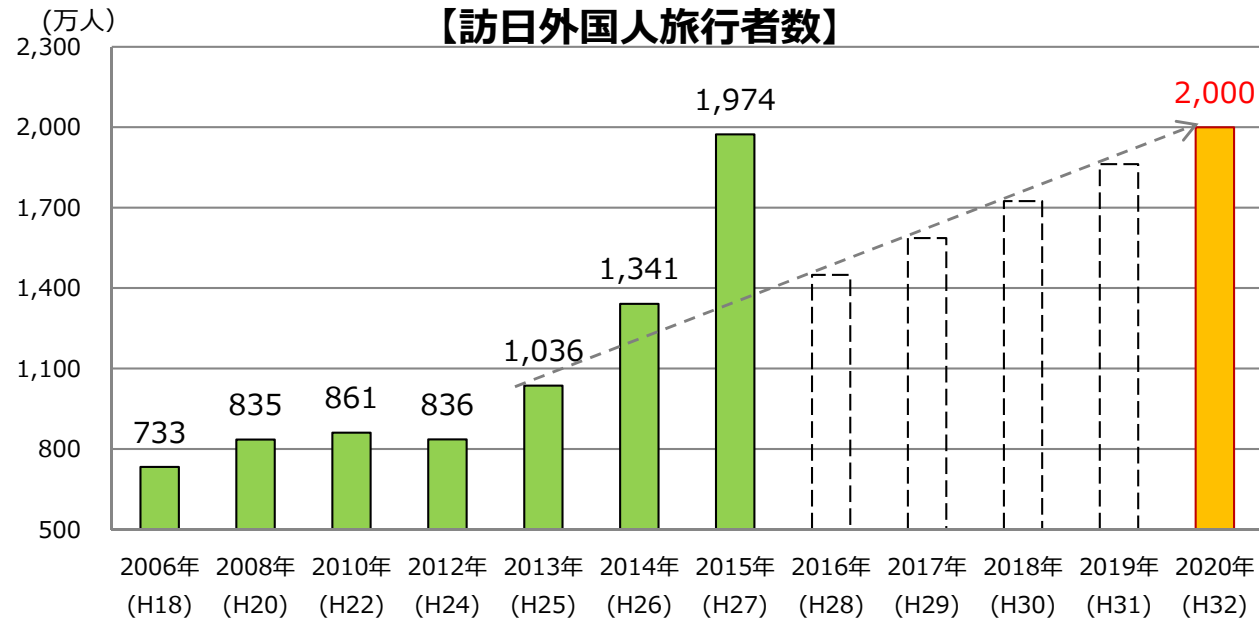
※2020年（平成32年）に入国者数が4,000万人に到達するとした場合、指数は208.9。

（訪日外国人旅行者2,000万人+日本人海外旅行者2,000万人）

※平成28年度予算案における税関定員は8,962人。

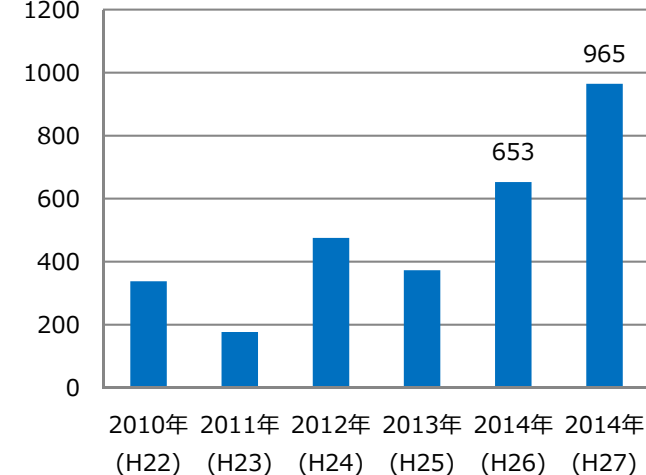
（訪日外国人旅行者・国際クルーズ船の急増に対応するため、平成27年度中に76人の緊急増員を実施（7月25人、12月51人）。）

【訪日外国人旅行者数】



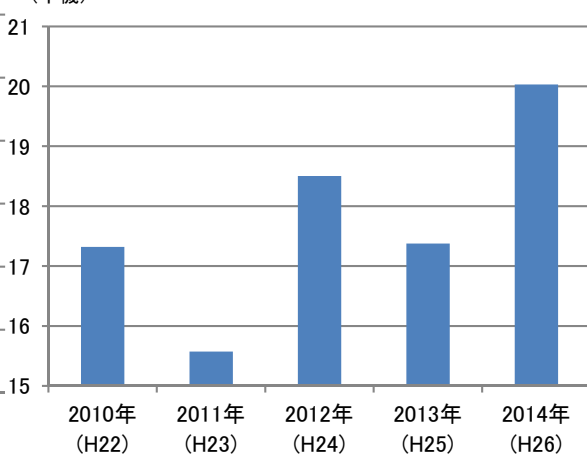
（注）「日本政府観光局（JNTO）」資料に基づき作成

外国船社運航のクルーズ船寄港実績



（注）国土交通省報道発表資料に基づき作成

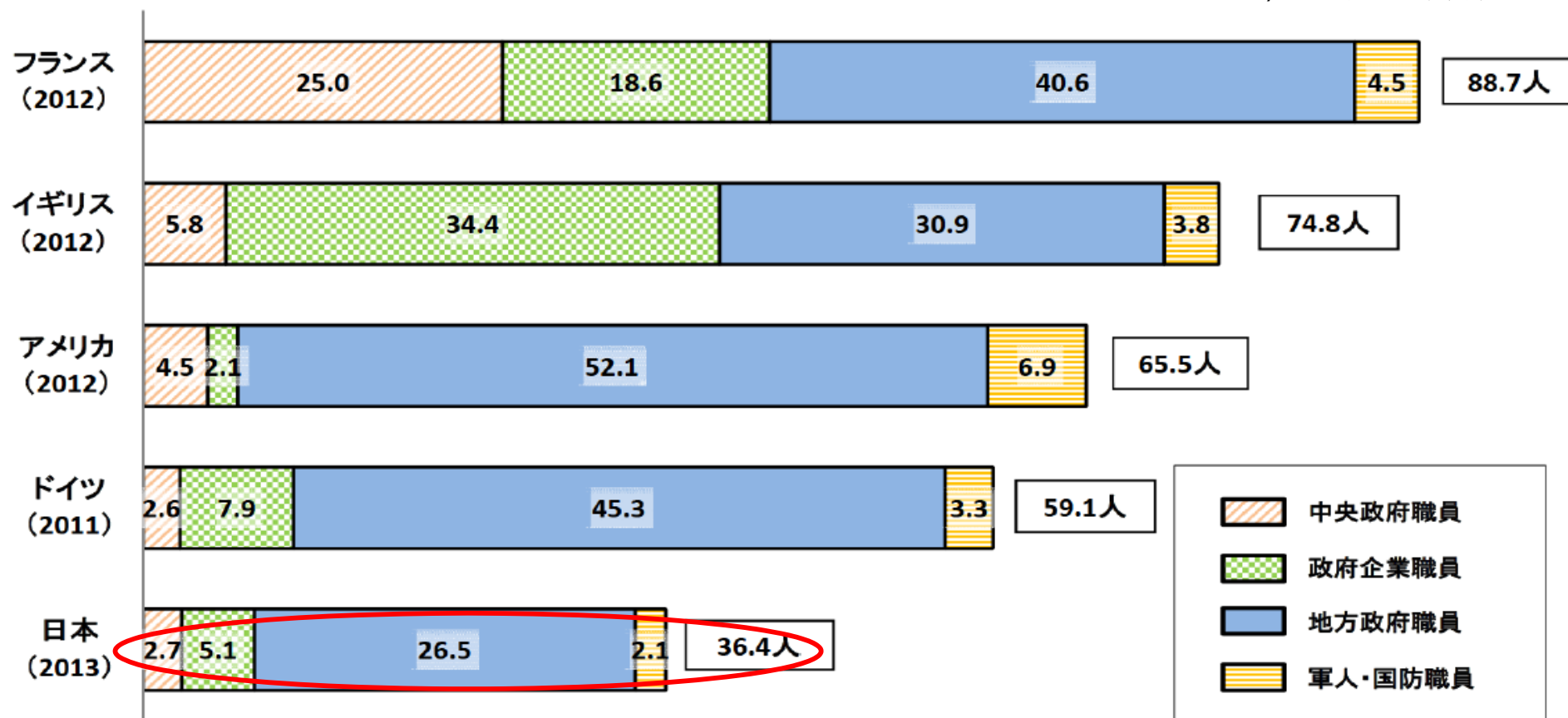
地方空港における航空機の入機数



（注）成田・羽田・中部・関西・福岡以外の税関空港における定期便及びチャーター便の入機数の積算

公的部門における職員数

(単位: 人口1,000人あたりの職員数)



2. 平成28年度関税改正等 について

平成28年度関税改正

関税定率法等の一部を改正する法律案

(1) 暫定税率の適用期限の延長等

平成28年3月31日に適用期限の到来する暫定税率(431品目)並びに特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置(牛肉の発動基準数量の算定基礎の特例を含む。)について、これらの適用期限を1年延長する。

(2) 個別品目の関税率の見直し

義務教育学校制度の施行に伴う、給食に使用される脱脂粉乳に対する関税減税措置の対象への義務教育学校の追加、バイオエタノールの暫定税率を無税とすること等の所要の措置を講ずる。

(3) 輸出入をしてはならない貨物への営業秘密侵害品の追加

企業から不正に流出した技術により生産された物(営業秘密侵害品)を、関税法上の水際取締りの対象とする。

(4) 輸出入申告官署の自由化等

輸出入しようとする貨物が置かれている場所を所轄する税関官署に対して輸出入申告を行う原則は維持しつつ、AEO(認定事業者)のうち輸出入者及び通関業者等については、いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことを可能とする。

これに伴い、通関業者の業務を各税関の管轄区域内に制限する規定を廃止する。また、昨今の通関手続を取り巻く環境の変化等に対応するため、通関業制度の見直しを行う。

(5) HS条約2017年改正に対応するための関税率表の改訂

平成29年1月1日から適用される、HS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)の改正に伴い、関税率表の改訂を行う。

(6) 納税環境整備等

納税環境整備に係る内国税の規定を踏まえ、郵便又は信書便により納税申告書等が提出された場合の発信主義の適用に係る規定、延滞税の免除及び計算日数の見直しに係る規定、加算税制度の見直しに係る規定を整備するほか、行政不服審査法の改正を踏まえ、関税等不服審査会への諮問事項を追加する。

施行日:平成28年4月1日

(注)上記1のうち、(3)については平成28年6月1日、(4)については公布の日から2年以内で政令で定める日、(5)並びに(6)の延滞税の計算日数及び加算税制度の見直しに係る規定については平成29年1月1日。

暫定税率等の適用期限の延長

暫定税率

時限的に基本税率よりも低い関税率(暫定税率)が定められている牛肉、乳製品、小麦等431品目について、暫定税率の適用期限(平成27年度末まで)を平成28年度末まで1年延長する。

特別緊急関税制度

ウルグアイ・ラウンド合意に基づいて関税化された米、小麦、乳製品等の農産品に係る特別緊急関税制度(SSG)^(注1)の適用期限(平成27年度末まで)を平成28年度末まで1年延長する。

(注1)輸入数量が一定の数量を超えた場合や輸入価格が一定の水準を下回った場合に関税率を引き上げる制度。

牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置

○ ウルグアイ・ラウンド合意の際の関係国との協議の結果に基づき設けられた、牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置^(注2)の適用期限(平成27年度末まで)を平成28年度末まで1年延長する。

(注2)輸入数量が一定の数量を超えた場合に自動的に関税率等を引き上げる措置。

○ 牛肉の発動基準数量の算出については、特例措置を継続し、前年度の輸入実績が米国におけるBSE発生前の水準(平成14年度と15年度の輸入実績の平均値)を下回る場合には、平成14・15年度実績の平均を用いることとする。

個別品目の関税率の見直し

バイオエタノール

- ・バイオガソリンの製造に必要なバイオETBE^(注)の原料として使用。

(注) バイオエタノールと石油精製時の副産物イソブテンから製造。バイオETBE添加ガソリンは、バイオエタノールを直接混合したものと比較して、自動車の性能に与える影響が少ないとされる。

- ・地球温暖化対策、エネルギー源多様化の観点から、エネルギー供給構造高度化法に基づく利用目標を設定。
- ・国内の主なバイオエタノール製造事業は平成26年度に終了しており、利用目標達成のために輸入拡大が必要。



バイオエタノールの現行関税率10%を無税(暫定税率※)とする。

※ 国内生産再開の可能性があるため

テレフタル酸ジメチル(DMT)

- ・遮光カーテン、機能性下着など高機能のポリエステル製品の原料として使用。

- ・平成28年3月に国内生産が終了することから、関税による産業保護の必要性は失われる。
- ・国際競争力維持の観点から、DMTを輸入に頼ることとなる国内ポリエステルメーカーの製造コストの上昇を抑制する必要。



DMTの現行関税率5.3%を無税(基本税率※)とする。

※ 国内生産再開の見込みがないため

給食用脱脂粉乳に係る関税減税措置

- ・小学校、中学校、幼稚園及び保育所等の給食に用いられる脱脂粉乳は、一定の数量の範囲内で関税無税となっている。

- ・平成28年4月の義務教育学校制度の施行に伴い、小中一貫教育を行う「義務教育学校」が創設される。
- ・義務教育学校は、義務教育を提供する学校という点で、現行の小学校、中学校と同等。



給食用脱脂粉乳に係る関税減税措置の対象に義務教育学校を追加

「輸出入してはならない貨物」への営業秘密侵害品の追加

現行制度の概要

知的財産侵害物品のうち、

- ①特許権、意匠権、商標権などの知的財産権を侵害する物品
- ②不正競争防止法違反物品のうち形態模倣品、著名表示を冒用する物品など

については、現行関税法上の「輸出入してはならない貨物」とされているが、営業秘密に関する物品については、関税法上の「輸出入してはならない貨物」とされていない。



改正の内容

不正競争防止法において、企業から不正に流出した技術により生産された物（営業秘密侵害品）に係る輸出入規制が導入されたこと等を踏まえ、関税法上の「輸出入してはならない貨物」に営業秘密侵害品を追加し、税関での水際取締りの対象とする。

○ 税関での水際取締りの対象となるのは、次の場合

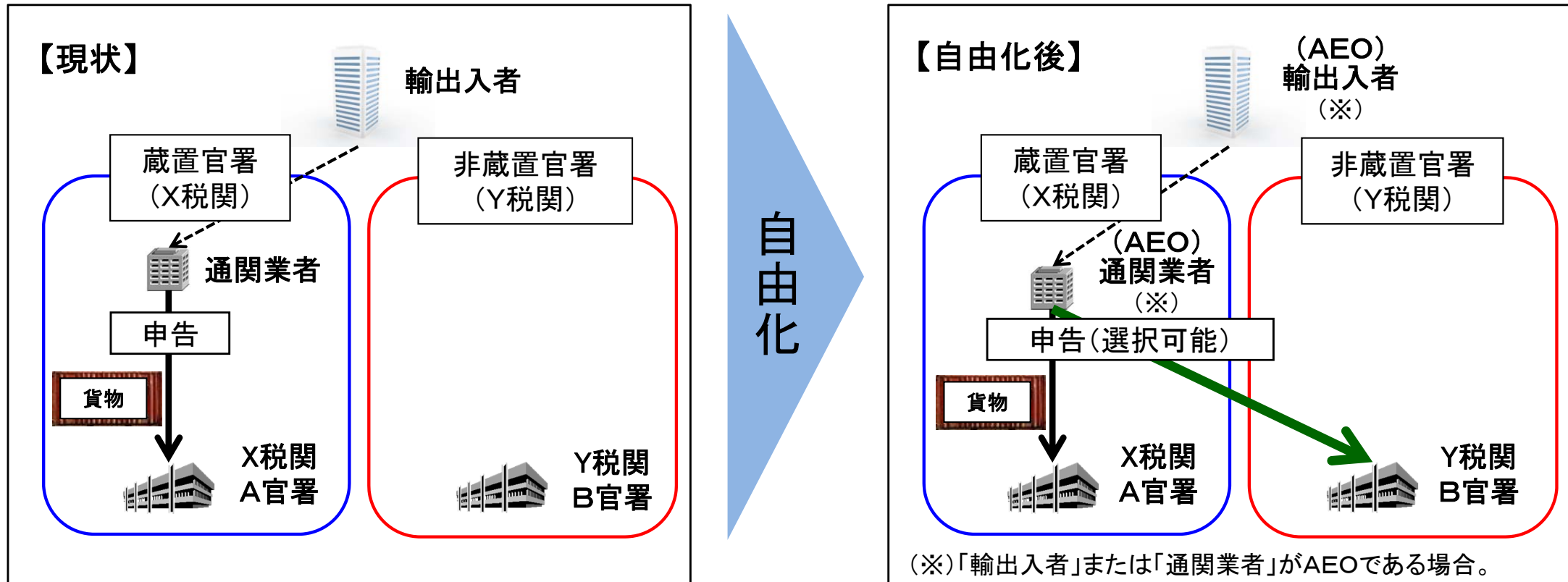
- ①営業秘密不正使用物品を
- ②営業秘密不正使用物品であることを知っている者が輸出入する場合

※ 経済産業省は、営業秘密を侵害された者の申請に基づき、上記①及び②を事前に認定。これを踏まえ税関が水際取締りを実施。

○ 税関は、営業秘密侵害品か否かを認定する手続を経て、貨物を没収・廃棄することが可能。これにより営業秘密侵害品の市場流通を阻止。

※ 営業秘密侵害品を輸出入した者に対する関税法の罰則
個人：10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこれを併科
法人：1千万円以下の罰金

輸出入申告官署の自由化について



蔵置官署 (X税関)に加え、非蔵置官署 (Y税関)に対しても輸出入申告を可能とする。(関税法の改正)

そのため、通関業の営業区域制限を廃止する。(通関業法の改正)

AEO制度とは

貨物のセキュリティ管理とコンプライアンス(法令遵守)の体制が整備された事業者としてあらかじめ税関長の認定を受けた者が、税関手続の簡素化・迅速化等のメリットを得る制度

※ AEO：認定事業者 (Authorized Economic Operator)

※ 対象となる認定済事業者：輸入者(92者)、輸出者(240者)、通関業者(113者) (平成28年1月4日現在)

通関業制度の見直しの概要

輸出入申告官署の自由化に伴い、通関業法の営業区域制限を廃止する改正を機に、昨今の通関手続を取り巻く環境の変化等に対応するため、必要な見直しを行う。

通関業を取り巻く環境の変化

通関手続の自由化・迅速化の要請
電子化・ペーパーレス化の進展

テロ・不正薬物等への対応
セキュリティ・コンプライアンスの重要性増大

EPA等の拡大に伴う
関税率・原産地規則等の複雑化

基本的方向性

- 経済的規制は最小限に。通関業者の創意工夫が生かされる環境を整備
- 自由な競争環境の下で、自己規律の発揮と透明性ある事後チェック体制の整備
- 通関士、通関業者による高度な専門性の発揮

項 目	改 正 内 容
営業区域制限等	営業区域外の税関官署への輸出入申告を可能とするため、営業区域制限を廃止。これに伴い、通関業の許可権者を財務大臣とする。併せて、需給調整条項を廃止。
営業所の新設	AEO通関業者による営業所の新設を（許可制ではなく、）届出制とする。
地位の承継	合併等があった際、税関長の承認を受けて、通関業者及びAEO通関業者としての地位の承継を可能とする。
通関業務料金の最高額の定め等	公正取引委員会より「利用者の利益を害している」等と指摘されていることや、他の業法・士法における料金の実態等を踏まえ、財務大臣が通関業務料金の額について必要な定めをすることができる旨の規定を廃止。 通関業務料金の額の掲示義務については、依頼者の保護の観点から維持。
通関士の設置	地域限定の条件付で通関士の設置義務が免除されていた通関業者であっても、今後、通関士を設置することとする。 一方で、営業所における専任の通関士の要件を緩和。
業務改善命令	他の業法と同様に、通関業者の業務が適正に行われていない場合、業務の改善を命ずることを可能とする。
その他	・通関業者の欠格事由等として、申請者が暴力団員等に該当する場合を明文化。罰金刑の水準を見直し。 ・営業報告書の簡素化、合理化等。

3. TPP協定について

閣僚声明(仮訳)

2016年2月4日

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの閣僚は、本日、環太平洋パートナーシップに署名したことを発表できることを嬉しく思う。

5年以上の交渉の後、我々は、アジア太平洋地域にとって歴史的な成果を示すTPPの全ての合意を公式なものにできることを光栄に思う。

TPPは、世界で最も速く成長し、最もダイナミックな地域の一つにおいて貿易及び投資の新しい基準を設定する。我々署名国は、世界のGDPの約4割、8億人以上の市場及び約3分の1の世界の貿易を占める。我々の目標は、我々の国民すべての繁栄を強化し、雇用を創出し、持続可能な経済発展を促進することである。

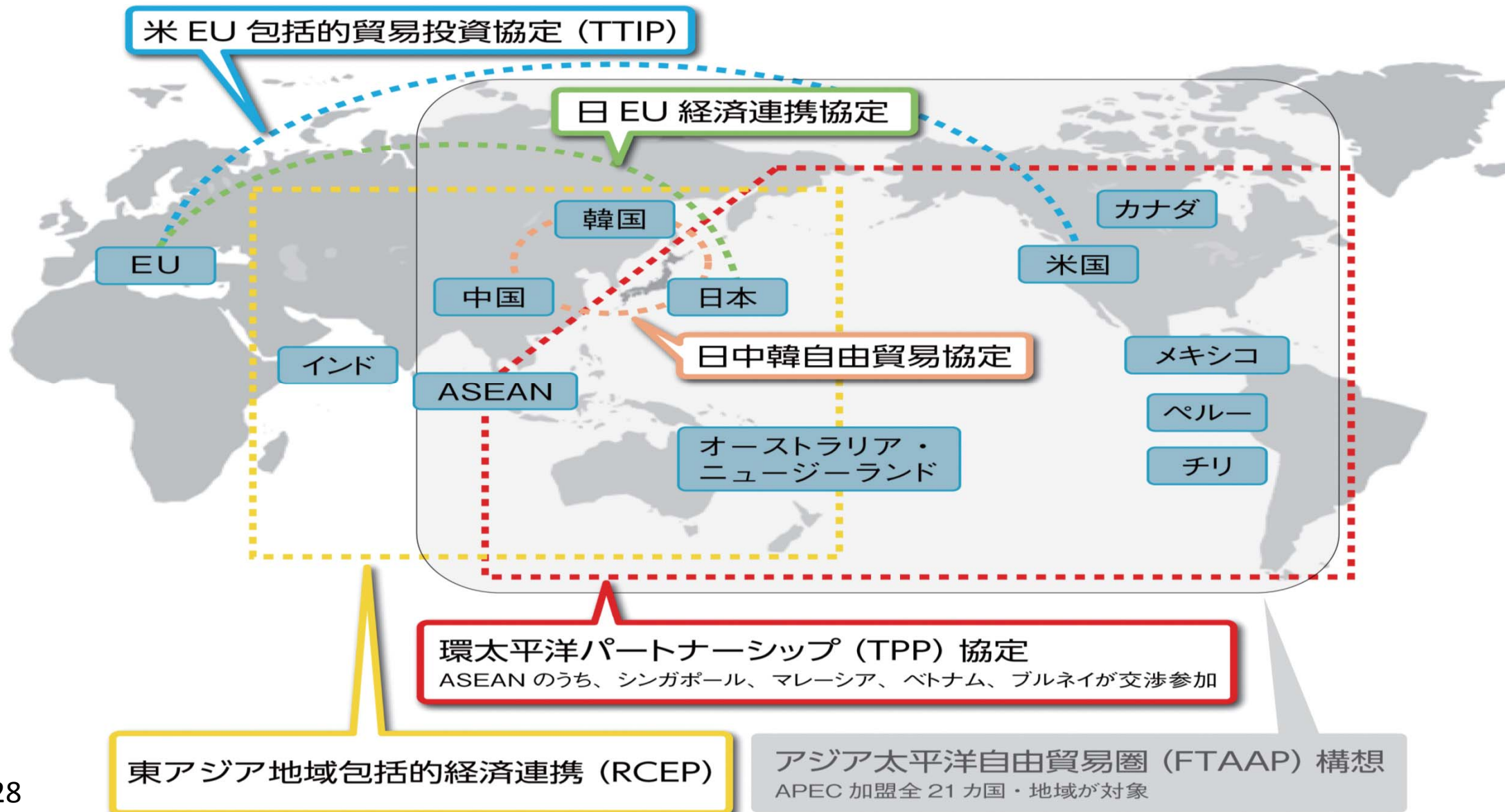
協定の署名は、重要な節目であり、TPPの次の局面の始まりを示す。我々の焦点は、現在、各国の国内手続の完了に向けられている。

我々は、域内に渡る多くの他のエコノミーが表明している関心を認識する。この関心は、TPPを通じ、将来のより広範囲な経済統合のための高い基準を促すプラットフォームを創設するという我々の共有された目的を確認している。



「メガFTA」時代の到来

○世界のFTA数は2014年7月25日現在で264件。2000年以降、2001年を除いて毎年10件以上発効
○WTOの停滞を受けて、TPP、RCEP、日EU、TTIP(米EU)の4つのメガFTAが始動。日本のTPP参加がメガ時代の引き金になる。
○TTIPが世界シェア46.2%。RCEP、日EUは各々世界の約3割。TPPは約4割。日本が参加する3メガFTA合計で、GDPシェア79.8%、既存FTAを含めたFTAカバー率は73.1%となり、FTAにおけるプレゼンスは一気に拡大。



TPP協定交渉の経緯

2010年

- 3月 ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ(P4協定加盟4カ国)、米、豪、ペルー、ベトナムの8か国で交渉開始
- 10月 マレーシアが交渉参加(計9カ国に)

2011年

- 11月 APEC首脳会議、TPP首脳会合(於:ホノルル)

2012年

- 11月 メキシコ、カナダが交渉参加

2013年

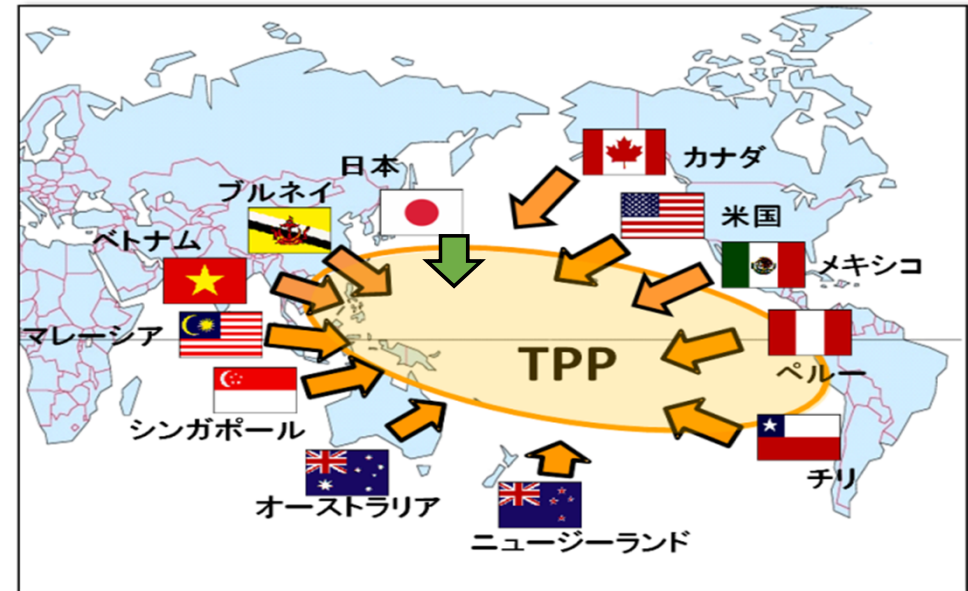
- 2月 日米首脳会談:日米の共同声明を発出
- 3月 安倍総理「交渉参加」表明
- 7月 日本が交渉参加(於:マレーシア)
- 8月 TPP閣僚会合(於:ブルネイ)
- 10月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:バリ)
- 12月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)

2014年

- 2月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)
- 4月 日米首脳会談、閣僚協議(於:東京)
- 5月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)
- 10月 TPP閣僚会合(於:シドニー)
- 11月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:北京)

2015年

- 4月 日米閣僚協議(於:東京)
日米首脳会談(於:ワシントン)
- 7月 TPP閣僚会合(於:ハワイ)
- 9月-10月 TPP閣僚会合(於:アトランタ)、大筋合意



TPP協定の意義

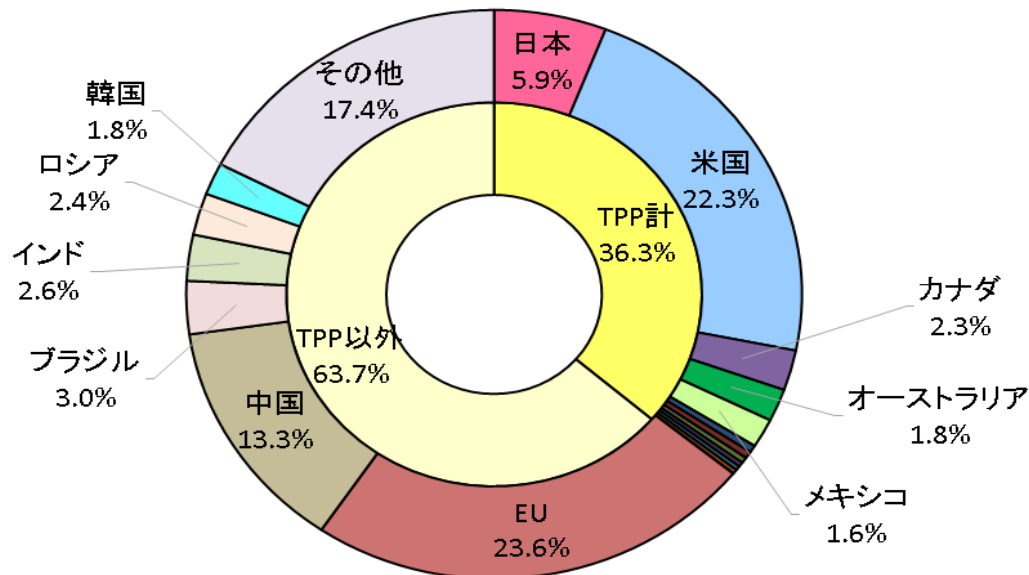
<10月5日、アトランタでのTPP閣僚会合にて大筋合意>

○21世紀のアジア太平洋にフェアでダイナミックな「一つの経済圏」を構築する試み。世界のGDPの約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏。

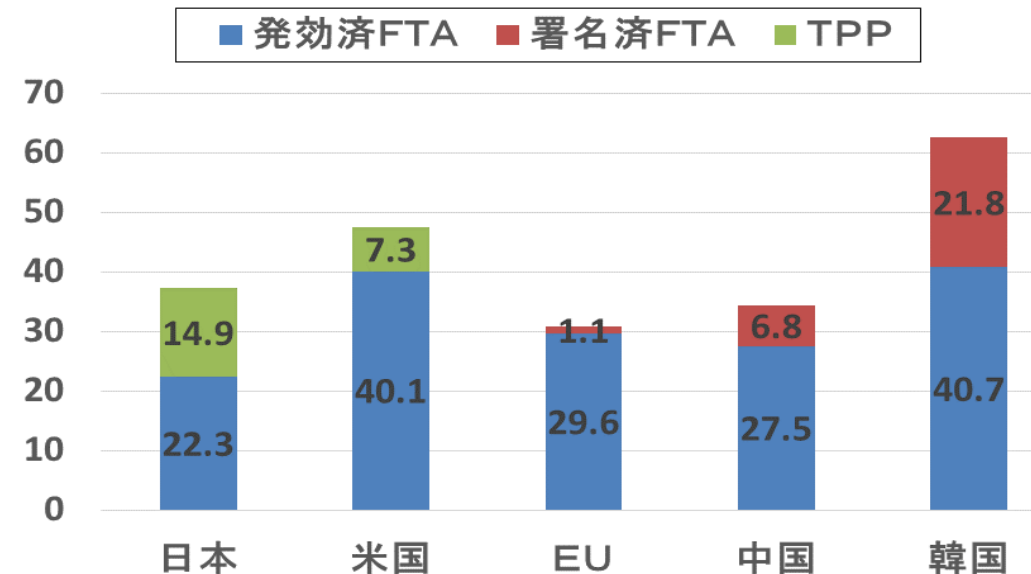
○TPPによりわが国のFTAカバー率は22.3%から37.2%に拡大。

○物品関税だけではなく、サービス・投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業など幅広い分野(前文+30章)で新しいルールを構築。

TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)



TPP協定締結によるFTAカバー率の拡大見通し



注: 発効済及び署名済FTAカバー率は、通商白書2015より作成。
TPP協定締結によるカバー率は、日本は財務省貿易統計(2015年3月21日確定値)、
米国はIMF、Direction of Trade Statistics(2015年4月27日)を用いて作成。

TPP協定の概要

※前文に加え、以下の30章で構成。

(1)冒頭の規定及び一般的定義 TPP協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共存することができることを認める。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。	(2)内国民待遇及び物品の市場アクセス 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。	(3)原産地規則及び原産地手続 関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品（＝TPP域内で生産された産品）」として認められるための要件や証明手続等について定める。	(4)繊維及び繊維製品 繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。	(5)税関当局及び貿易円滑化 税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。
(6)貿易救済 ある産品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置（セーフガード措置）等について定める。	(7)衛生植物検疫（SPS）措置 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	(8)貿易の技術的障害（TBT） 安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。	(9)投資 投資家間の無差別原則（内国民待遇、最恵国待遇）、投資に関する紛争解決手続等について定める。	(10)国境を超えるサービスの貿易 内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス（数量制限等）に関するルールを定める。
(11)金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。	(12)ビジネス関係者の一時的な入国 ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。	(13)電気通信 電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。	(14)電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	(15)政府調達 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。
(16)競争政策 競争法の整備と締約国間・競争当局間の協力等について定める。	(17)国有企業及び指定独占企業 国有企業と民間企業の競争条件の平等を確保する国有企業の規律について定める。	(18)知的財産 特許権、商標権、意匠権、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。	(19)労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。	(20)環境 貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
(21)協力及び能力開発 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	(22)競争力及びビジネスの円滑化 サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。	(23)開発 開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。	(24)中小企業 中小企業のための情報、中小企業がTPP協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。	(25)規制の整合性 加盟国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を規定する。
(26)透明性及び腐敗行為の防止 協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関わる事項等を定める。	(27)運用及び制度に関する規定 協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に関わる事項等を定める。	(28)紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。	(29)例外 締約国に対するTPP協定の適用の例外が認められる場合について定める。	(30)最終規定 TPP協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。

TPP協定の効果

- 農産品の重要5品目を中心に関税撤廃の例外を数多く確保しつつ、全体では高いレベルの自由化。
- 自動車や自動車部品、家電、産業用機械、化学をはじめ、我が国の輸出を支える工業製品について、11カ国全体で99.9%の品目の関税撤廃を実現。
- サービス・投資等の分野で、中小企業も含めたわが国企業の海外展開を促進するルール、約束を数多く実現。

＜投資＞

- ・投資先の国が、投資企業に対し技術移転等を要求することを禁止

＜貿易円滑化＞

- ・急送貨物の迅速な税関手続を確保するため、「6時間以内の引取」を明記
- ・関税分類等に関する事前教示制度を義務付け

＜ビジネス関係者の一時的入国＞

- ・多くの国で、滞在可能期間の長期化、家族の帯同許可等を実現

＜電子商取引＞

- ・デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止。
- ・ソースコード(ソフトウェアの設計図)の移転、アクセス要求の禁止

＜知的財産＞

- ・模倣・偽造品等に対する厳格な規律
- ・地理的表示の保護を規定

- 原産地規則の完全累積制度の実現により、中間財等を生産する中堅・中小企業も、我が国に居ながらにしての海外展開が可能。

TPPは成長戦略の重要な柱

OTPPによる新たなグローバル・バリューチェーンの創出は、多様な分野における生産技術の向上、イノベーションを促進し、産業間・企業間の連携が進むこと等を通じて、新しい産業を創出し、我が国経済全体としての生産性向上につながることが期待される。

中小企業によるグローバル・バリューチェーン構築を後押し(イメージ)

A社(中小企業):繊維メーカー
優れた技術やデザイン・企画力のある中堅・
中小企業が、東南アジアの生産拠点と連携
し、北米・中南米、さらにアジアの新興市場へ
の展開が可能に。

アジアへの進出・生産が加速

- ◎投資・サービスの自由化
- ◎貿易円滑化
- ◎地銀を含めた金融サービスの進出
- ◎知的財産の保護
- ◎国有企業改革
- ◎ビジネス関係者の一時的な入国

東南アジア:
現地企業との提携による
衣類の製造

我が国への投資、人の往来促進

- ・高付加価値製品として売り込み
- ・日本の小売ノウハウも含め展開
- ・新たな市場、需要の開拓

北米・中南米
マーケット

- ◎関税の撤廃・削減
- ◎原産地規則の「累積ルール」

OTPPによる経済効果として、関税の削減効果にとどまらず、投資・サービスの自由化やグローバル・バリューチェーンの創出がもたらす生産性向上効果等を含めた総合的な分析を行い、国民にわかりやすく提示する。

TPP総合対策本部(本部長:内閣総理大臣)第1回会合(H27.10.9)にて「総合的な政策対応に関する基本方針」を決定。

今後、「総合的なTPP関連政策大綱」を策定。

TPP交渉参加各国の関税撤廃率

国	我が国	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール
品目数ベース	95%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%	100%

国	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
品目数ベース	99%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	99%	100%	100%	100%	100%	100%

(参考) 日本の直近のEPA(日豪EPA)における関税撤廃率:89%

(注)シンガポール及びブルネイについては、全ての品目について関税撤廃。

農林水産品※¹の日本以外の国の関税撤廃等の状況(対日)

	GDP※ ² (十億ドル)	ライン数	即時撤廃※ ³	2～11年目まで※ ⁴ 撤廃	12年目以降撤 廃	非撤廃 (TRQ・削減等)
米国	16,663	2058	55.5%	37.8%	5.5%	1.2%
カナダ	1,839	1566	86.2%	7.9%	0.0%	5.9%
豪州	1,497	941	99.5%	0.5%	0.0%	0.0%
メキシコ	1,262	1387	74.1%	17.2%	5.1%	3.6%
マレーシア	323	3324	96.7%	1.2%	1.7%	0.4%
シンガポール	302	1400	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
チリ	277	1634	96.3%	3.2%	0.0%	0.5%
ペルー	202	1155	82.1%	11.9%	2.0%	4.0%
NZ	185	1287	97.7%	2.3%	0.0%	0.0%
ベトナム	171	1431	42.6%	52.3%	4.5%	0.6%
ブルネイ	18	1400	98.6%	1.4%	0.0%	0.0%
11カ国平均	—	—	84.5%	12.3%	1.7%	1.5%
(参考)日本	4,920	2328	51.3%	27.5%	2.2%	19.0%

※1: 日本以外の国の農林水産品については、国際的な商品分類(HS2007)において1～24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない(日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる)。

※2: 2013年(出典: IMF)

※3: 即時撤廃には既に無税の物品を含む。

※4: 日本の既存EPAの自由化率は11年目までに撤廃されるライン数の割合とされているため、11年目までで区分。

日本の輸出関心農林水産品目に関する大筋合意の概要

■ 日本の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得

- 米国向け牛肉については、現行の米国向け輸出実績の20～40倍に相当する数量の無税枠を獲得
 - 米国(現行関税割当:日本向け枠200トン、枠内税率4.4セント/kg(1～2%に相当、枠外税率26.4%):
 - ・15年で枠外税率撤廃
 - ・日本向け無税枠3,000トン(当初)→6,250トン(最終年)(2014年の実績160トン)
 - カナダ(現行26.5%):6年撤廃
 - メキシコ(現行20～25%):10年撤廃
- 近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚、冷凍魚について、即時の関税撤廃を獲得
 - ベトナム(現行11～15%):即時撤廃

相手国及び我が国の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

1. 相手国側

◆ TPP11カ国全体

- ・ 即時撤廃率: (品目数ベース) 86. 9%、(貿易額ベース) 76. 6%
- ・ 関税撤廃率: (品目数ベース) 99. 9%、(貿易額ベース) 99. 9%

◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90. 9%	67. 4%	100%	100%
カナダ	96. 9%	68. 4%	100%	100%
ニュージーランド	93. 9%	98. 0%	100%	100%
豪州	91. 8%	94. 2%	99. 8%	99. 8%
ブルネイ	90. 6%	96. 4%	100%	100%
チリ	94. 7%	98. 9%	100%	100%
マレーシア	78. 8%	77. 3%	100%	100%
メキシコ	77. 0%	94. 6%	99. 6%	99. 4%
ペルー	80. 2%	98. 2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70. 2%	72. 1%	100%	100%

2. 日本側

◆ TPP11カ国全体

- ・ 即時撤廃率: (品目数ベース) 95. 3%、(貿易額ベース) 99. 1%
- ・ 関税撤廃率: (品目数ベース) 100%、(貿易額ベース) 100%

37

※小数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、小数点第二位を切り捨て。

※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2010年1月時点の国内細分に基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

総合的な政策対応に関する基本方針のポイント

○TPP総合対策本部第1回会合(27年10月9日開催)にて基本方針を決定

総合的なTPP関連政策大綱策定

TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするため、今後、協定の署名や国会承認に向けた調整と並行して、関連法案等も含めた総合的な政策面での対応を行っていく。以下がその基本目標。

(1) TPPの活用促進による新たな市場開拓等

幅広い経済主体がTPPを活用して新たなグローバル・バリューチェーンを構築することを促す。

(2) TPPを契機としたイノベーションの促進・産業活性化

TPPの効果を最大限発現することによる多様な分野の生産性向上、多くの地域での産業活性化等を通じて、我が国の成長を確かなものとする。

(3) TPPの影響に関する国民の不安の払拭

TPPの影響に関する国民の「不安」を払拭し、特に農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる。



○経済財政諮問会議による検討

(経済財政諮問会議において、TPPを通じた経済再生に向けた検討を行う。)

○各種会議との連携

(農林水産業・地域の活力創造本部や知的財産戦略本部等、必要に応じ各種会議との連携を行う。)

○国民への正確かつ丁寧な説明と情報提供

(各省地方支分部局を通じて国民の問い合わせ等に丁寧に対応するとともに、地方公共団体、民間関係団体の協力を得て、特に、地方での説明と情報提供を重点的に行う。)

総合的なTPP関連政策大綱

平成27年11月25日
TPP総合対策本部決定

- 世界のGDPの約4割（3,100兆円）という、かつてない規模の経済圏をカバーした経済連携。人口8億人という巨大市場が創出される。TPPはアベノミクスの「成長戦略の切り札」となるもの。
- 本政策大綱は、TPPの効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、及びTPPの影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにするもの。
- 本大綱に掲げた主要施策については、既存施策を含め不断の点検・見直しを行う。また、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略、さらに、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上を一層進めるために必要となる政策については、28年秋を目途に政策の具体的内容を詰める。
- 本大綱と併せ、TPPについて国民に対する正確かつ丁寧な説明・情報発信に努め、TPPの影響に関する国民の不安・懸念を払拭することに万全を期す。

新輸出大国

<TPPの活用促進>

1 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

- TPPの普及、啓発
- 中堅・中小企業等のための相談窓口の整備

2 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

- 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化（「新輸出大国」コンソーシアム）
- コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進
- 農林水産物・食品輸出の戦略的推進
- インフラシステムの輸出促進
- 海外展開先のビジネス環境整備

グローバル・ハブ（貿易・投資の国際中核拠点）

<TPPを通じた「強い経済」の実現>

1 TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

- イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進
- 対内投資活性化の促進

2 地域の「稼ぐ力」強化

- 地域のに関する情報発信
- 地域リソースの結集・ブランド化

<食の安全、知的財産>

- 輸入食品監視指導体制強化、原料原産地表示
- 特許、商標、著作権関係について必要な措置
- 著作物等の利用円滑化等

農政新時代

<農林水産業>

1 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- 合板・製材の国際競争力の強化
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- 消費者との連携強化、規制改革・税制改正

2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

- 米（政府備蓄米の運営見直し）
- 麦（経営所得安定対策の着実な実施）
- 牛肉・豚肉、乳製品（畜産・酪農の経営安定充実）
- 甘味資源作物（加糖調製品を調整金の対象）

「新輸出大国」の実現

TPPによる巨大な
経済圏の創出



大企業が中心とされていた輸出に、これからは中堅・中小企業も積極的に参画。また、工業品だけではなく、農産品・食品も、そしてモノの輸出だけではなく、コンテンツやサービスなども積極的に海外に展開。

「新輸出大国」の担い手となる企業等を後押しする総合的施策

(1) 丁寧な情報提供・相談体制の整備

- ① TPPの普及・啓発
- ② 中堅・中小企業等のための相談体制の整備

(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

① 各種支援機関等からなるコンソーシアムによる総合的な支援

国や地方自治体、商工会、商工会議所等の各種支援機関によるコンソーシアムを創設。イノベーションや農商工連携も含めた他産業との連携を通じて、モノやサービス、コンテンツのグローバル市場開拓・事業拡大を目指す企業に対し、下記②、③の施策等とも連携しつつ製品開発、国際標準化、知的財産、金融、人材、海外企業とのマッチングや展示会等を含めた販路開拓等を含めた総合的な支援を提供。

②、③の施策等とも連携

② コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

ICT、放送コンテンツの海外展開を図るほか、模倣品対策やTPP協定国の司法整備、知財制度整備・能力向上、協定国への情報発信等にも取り組む。

③ 農林水産物、食品輸出の戦略的推進

農商工連携によりグローバル市場開拓を目指す中堅・中小企業等に対し、コンソーシアムの活用による支援を行うとともに、物流効率化・高度化を含めた技術・新商品開発、販路開拓等の取組等を促進。

④ インフラシステムの輸出促進

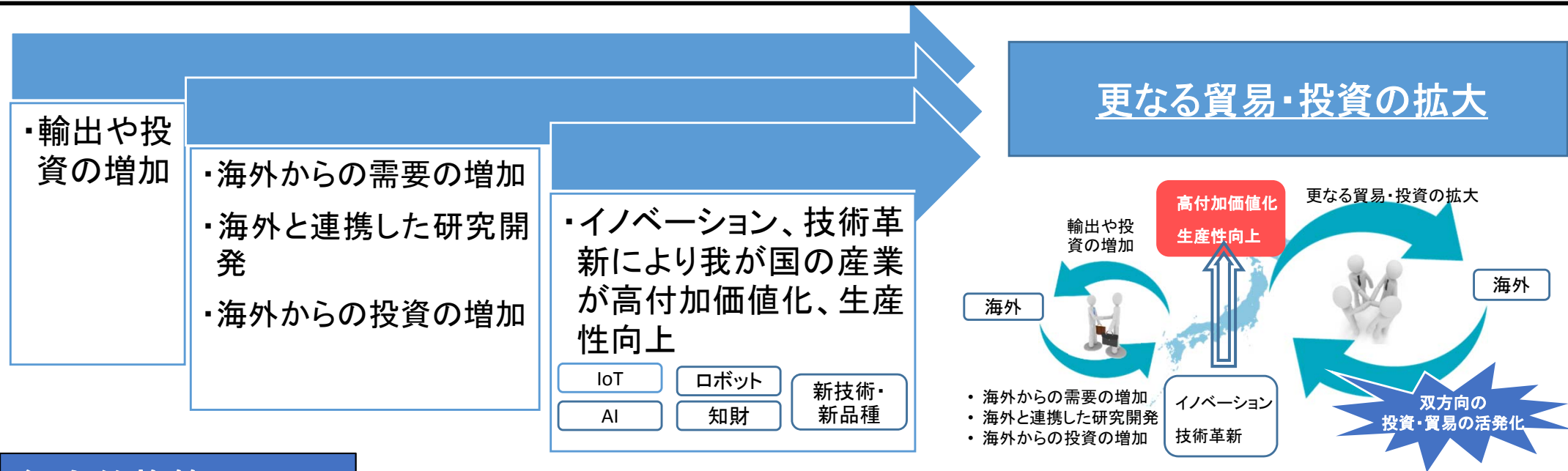
円借款手続きの迅速化や相手国の状況や事業の性格に応じたリスクマネー供給拡大、人材育成によるソフト面の協力、トップセールスの実施を通じた案件形成支援等を進め、質の高いインフラシステム輸出を加速化。

⑤ 海外展開先のビジネス環境整備



「グローバル・ハブ」の実現

- 日本が中心となって、各国の様々な企業、産業と連携することで、多様な分野における生産技術向上、イノベーション、産業間・企業間連携を促進すること等を通じて、我が国経済全体としての生産性向上につながる。
- 我が国から海外へ、海外から我が国へという双方向の投資、貿易が活発になることで、我が国は「グローバル・ハブ」として持続的に成長。



総合的施策

①イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

IoT、人工知能、ロボット等の分野や、共通基盤となる先進的な分野における革新的な技術開発の推進等。

イノベーション・ナショナルシステムの構築、知的財産制度のTPPが求める制度への調和。

第4次産業革命や産業高度化に向けた、設備、技術、人材に対する積極果敢な投資を促進する取組の推進。

サービス産業の生産性向上や、事業者等のIoTの活用等によるフロンティア創出、省エネ投資の促進、新たなものづくり・サービスの創出や持続可能な販路開拓、インバウンド取込等の事業基盤の強化等による、幅広い分野での生産性向上。

②対内投資活性化の促進

世界の企業の研究開発部門等の高付加価値部門の誘致、我が国企業との研究開発等の連携等。

農政新時代

○ 生産者の持つ可能性と潜在力をいかに発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても日本の豊かな食や美しく活力ある地域を引き渡していく

①生産者の不安の払拭

農林水産業・農山漁村の維持発展に貢献している生産者の不安を払拭し、希望を持って経営できるようにする。

②成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限発揮

輸入品からの国内市場の奪還、輸出力の強化、マーケティング力の強化、生産現場の体質強化・生産性の向上、付加価値の向上など、成長産業化に取り組む生産者を応援する。

③夢と希望の持てる農政新時代を創造

未来の農林水産業・食料政策のイメージを明確にし、生産者の努力では対応できない分野の環境を整備。

経営安定・安定供給のための備え

生産者の不安を払拭するため

- ・米
政府備蓄米の運営の見直し
- ・麦
経営所得安定対策の着実な実施
- ・牛肉・豚肉、乳製品
牛マルキン及び豚マルキンの法制化
牛・豚マルキンの補填率の引上げ
豚マルキンの国庫負担水準の引上げ 等
- ・甘味資源作物
加糖調製品の調整金の対象化

攻めの農林水産業への転換

成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限発揮するため

- ・次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- ・国際競争力のある産地イノベーションの促進
- ・畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
- ・高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- ・合板・製材の国際競争力の強化
- ・持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- ・消費者との連携強化
- ・規制改革・税制改正

検討の継続項目

夢と希望の持てる農政新時代を創造するため

- ・農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
- ・生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
- ・生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- ・真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し
- ・戦略的輸出体制の整備
- ・原料原産地表示 など

輸出入者によるTPP原産地規則の円滑な運用の確保

施策の概要

TPP税率を用いるためには、TPP協定の原産地規則に従い、輸入貨物がTPP域内の原産品であることを税関に示す必要がある。原産地規則は、一般的に複雑かつ専門的であることから、税関の体制を整備し、

- ① 輸出入者から税関にTPPの原産地規則について事前に照会があった場合に回答する制度（事前教示制度）を迅速かつ適切に運用すること
 - ② TPPの原産地規則の概要を適切に輸出入者等に周知していくこと
- により、TPP税率を用いようとする輸出入者の利便性の向上につなげる。

（参考1）「原産地規則」の概要

（原産地基準：どのような要件を満たした場合に、TPP域内の原産品として認められるものを定める。
原産地手続：輸入貨物が原産地基準を満たしていることを税関に示し、税関がそれを確認するための手続を定める。

テレビの原産地基準の例（付加価値基準で40%以上）

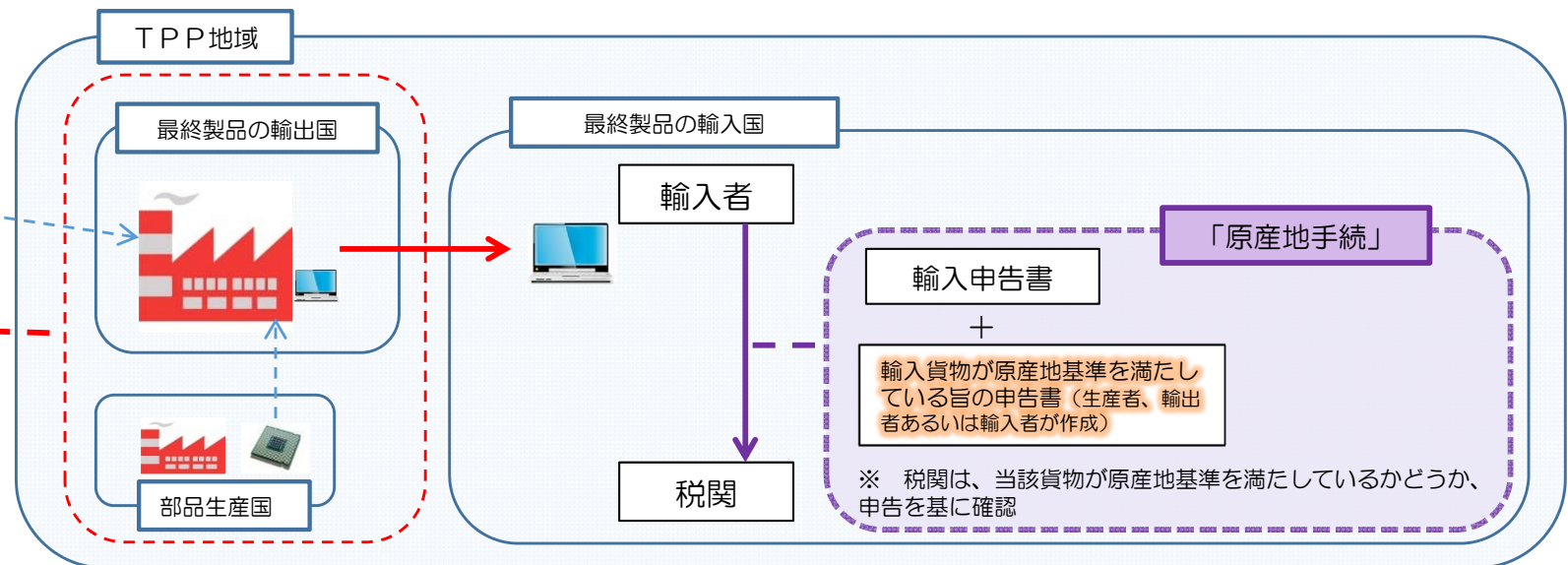
（TPP域外）

部品生産国



「原産地基準」

生産されるテレビの40%以上の価値がTPP域内で付加されている場合、当該テレビはTPP原産品として認められる。



（参考2）税関における原産地関係業務の執行体制

財務省関税局

原産地センター（東京税関）

各税関
原産地調査官部門

事前教示（H26年：文書885件、口頭28,663件）

輸出入者

中堅・中小企業をはじめとする産業界への情報の提供

○JETRO、中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、よろず支援拠点等の各地の支援機関等が協力した全国各地での説明会の開催やTPP情報のポータルサイトの設置、TPPを活用したビジネス展開の際の手引書や原産地性の自己証明の手続きに関するガイドラインの整備等により、丁寧な情報提供を行う。

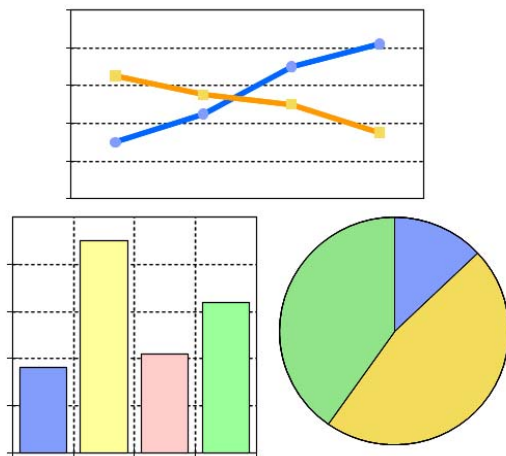
基礎的情報提供



経済連携協定(EPA)になじみのない事業者等に対して情報提供を行う。

- 説明会の開催
- ポータルサイトの設置 等

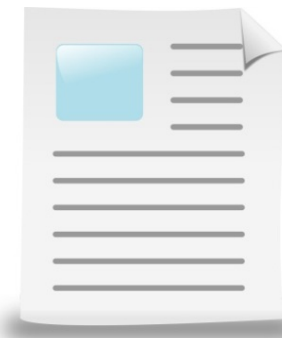
活用フェーズの情報提供



TPPを活用しようとする事業者に対して、具体的ビジネス展開や関税メリットについての情報提供を行う。

- TPPを活用したビジネス展開の手引き書の作成 等

原産地規則に係る情報提供・証明書作成支援



TPPを利用して輸出する中堅・中小企業等に対し、原産地証明書の作成を支援する。

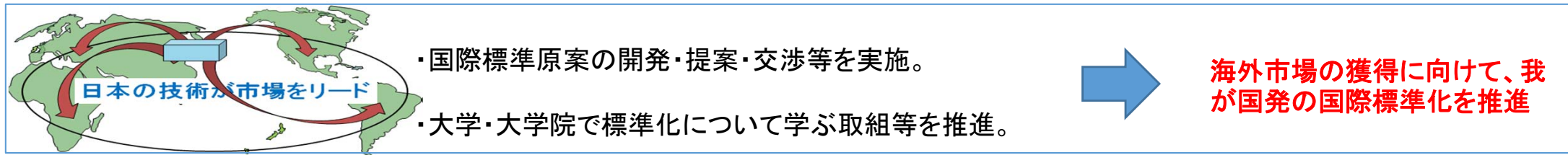
- 説明会の開催
- ガイドラインの整備 等

知的財産・標準の活用促進への支援

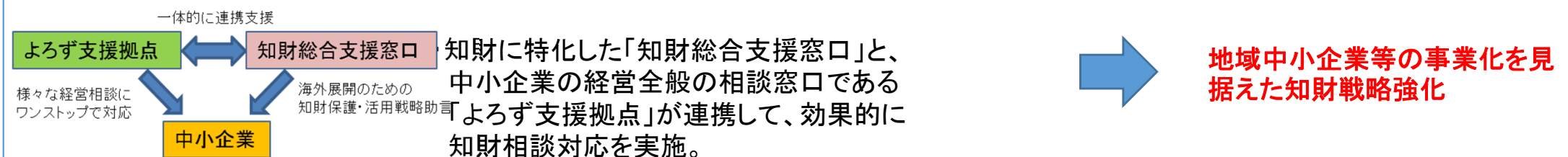
○ 外国における知的財産権の出願・訴訟対応等に関する一気通貫支援



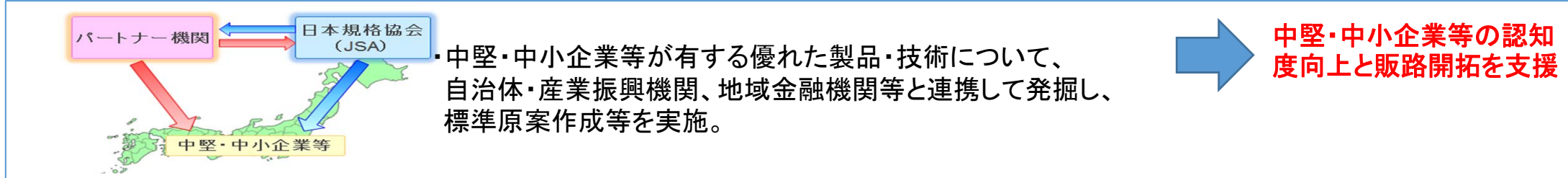
○ 国際標準化の強力な推進及び国際標準化活動を担う人財の育成



○ 効果的な知財相談対応の実施



○ 地域機関等と連携した標準化の支援



TPPを契機とした日本の「食」と「農」をテーマとした訪日旅行促進による農林水産物の海外展開と地方創生の後押し

日本各地の「食・食文化」をテーマとした海外での訪日プロモーションの推進や、日本の食や農業体験、美しい農山漁村の景観等をテーマとした観光ルートの形成の促進等を通じ、農水産物の海外展開や地方創生を後押しする。

訪日プロモーションによるTPP参加国等からの訪日促進・農水産物の海外展開促進

「食・食文化」をテーマとしたプロモーションの集中的展開

○TPP参加国等への「食・食文化」をテーマとしたプロモーションを集中的に展開。



日本食イベント

訪日リピーターの地方への誘客

○地方や郷土料理にスポットを当てたプロモーションにより、訪日リピーターの地方への誘客を促進。



訪日促進イベント

地方航空路線の新規就航等と連動した共同広告

○TPP参加国からの新規就航、増便に対して共同広告等のプロモーションを実施。



共同広告

日・シンガポール外交関係樹立50周年を契機としたプロモーション

○「食・食文化」をテーマとした訪日旅行促進イベントの開催等を通じて、日・シンガポール間の交流を一層促進。



旅行博等出展

広域観光周遊ルートの形成促進

食・農業体験・農山漁村風景をコンセプトとした広域観光周遊ルートが形成されるよう、海外旅行者の目線に立って、ルートを構成する観光地の魅力を向上する。

食・農業体験・農山漁村風景をコンセプトとして位置づけているルートを中心に、以下の施策に取り組む

- ＜具体的な取組イメージ＞
- 受入環境整備・交通アクセスの円滑化
 - ・酒蔵における外国人旅行者への接遇対応セミナー開催、マニュアル作成
 - ・交通事業者と連携した企画パスの検討
 - ・Wi-Fi環境の整備 等
 - 滞在コンテンツの充実
 - ・外国人目線での農林漁業体験モデル事業
 - ・地域の食材を活かした料理体験プログラムの開発 等
 - 海外に向けた情報発信
 - ・農林漁業体験を組み込んだファムトリップの開催
 - ・旅行博における地域食の体験 等



地域資源を活用した魅力ある観光地の創造

食・農業体験・農山漁村風景などの観光資源を活かした地域づくり施策と観光振興の施策を海外旅行者の目線に立って一体的に実施し、こうした観光資源を世界に通用するレベルまで引き上げる。

食・農業体験・農山漁村風景を活用した観光地域づくりを実施する地域を支援

- ＜具体的な支援イメージ＞
- 事業計画策定・マーケティング
 - 滞在コンテンツの充実
 - 受入環境整備・ICT活用
 - 交通アクセスの円滑化

食・農業体験・農山漁村風景などの観光資源を活用



魅力ある観光地の創造

攻めの農林水産業への転換

○ 農林漁業者の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しする対策を集中的に実施

次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材力強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現

国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力を強化

畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力を強化

高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進

合板・製材の国際競争力の強化

原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大

持続可能な収益性の高い操業体制への転換

浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を推進

消費者との連携強化

消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることにより、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資する

規制改革・税制改正

攻めの農林水産業への転換を促進する規制や税制の在り方の検証・実行

平成32年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指す

食品安全に関する情報提供等

○ TPP協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、わが国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、食品安全に関する情報提供等を適切に実施する。

食品安全に関するリスクコミュニケーション

関係府省(消費者庁、厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会)等が連携し、国民を対象とした食品の安全に関する意見交換会を開催する等、リスクコミュニケーションを推進する。

食品安全委員会

リスク評価

食べても安全かどうか
調べて、決める

・機能的に分担
・相互に情報交換

厚生労働省、農林水産省
消費者庁、環境省等

リスク管理

食べても安全なように
ルールを決めて、監視する

消費者庁

関係省庁及び地方公共団体等との
連絡調整、企画・運営等

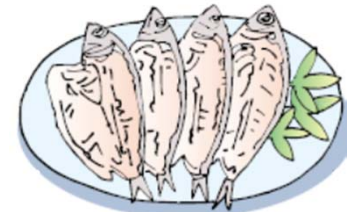
リスクコミュニケーションとは

リスク評価やリスク管理の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、相互に情報の共有や意見の交換を行うこと。

加工食品の原料原産地表示

消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資する加工食品の原料原産地制度について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。

名 称	あじの開き
原材料名	ニシマアジ(オランダ)、食塩 原産地
内 容 量	1尾
消費期限	2016. 6. 20
保存方法	10℃以下
製 造 者	〇〇食品株式会社 東京都千代田区×××-△△△



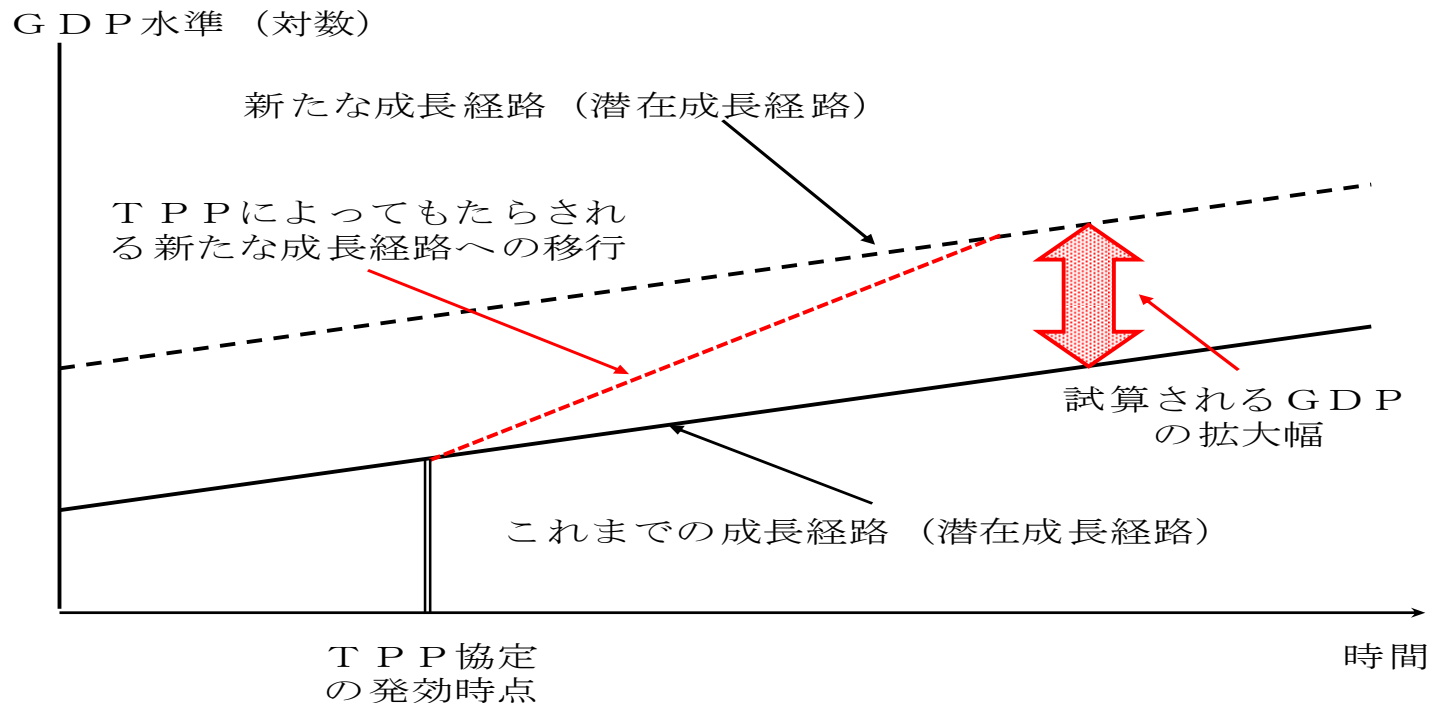
現行の表示制度

加工食品の原料原産地表示は、食品表示法に基づく食品表示基準で義務表示の対象が定められている(現在、22食品群及び4品目が義務対象)。

1. 経済効果分析について

- 2015年10月5日に大筋合意した環太平洋パートナーシップ（TPP）協定が発効した場合に、我が国のマクロ経済に与える経済効果进行分析。
- 2013年の政府統一試算と同様、一般的な経済モデルであるGTAP（最新版）を使用。2013年当時は、関税撤廃（全ての関税撤廃を想定）による効果のみを対象としていたが、TPPの合意内容は、関税以外の投資・サービスに係る市場アクセスの改善、30章に及ぶ分野におけるルールの規定等、多岐にわたり、その経済効果も関税撤廃、削減によるものにとどまらない。今回の分析においては、関税に関する効果に加え、非関税措置（貿易円滑化等）によるコスト縮減、貿易・投資促進効果、さらには貿易・投資が促進されることで生産性が向上することによる効果等も含めた、総合的な経済効果分析を行った。

シミュレーションのイメージ

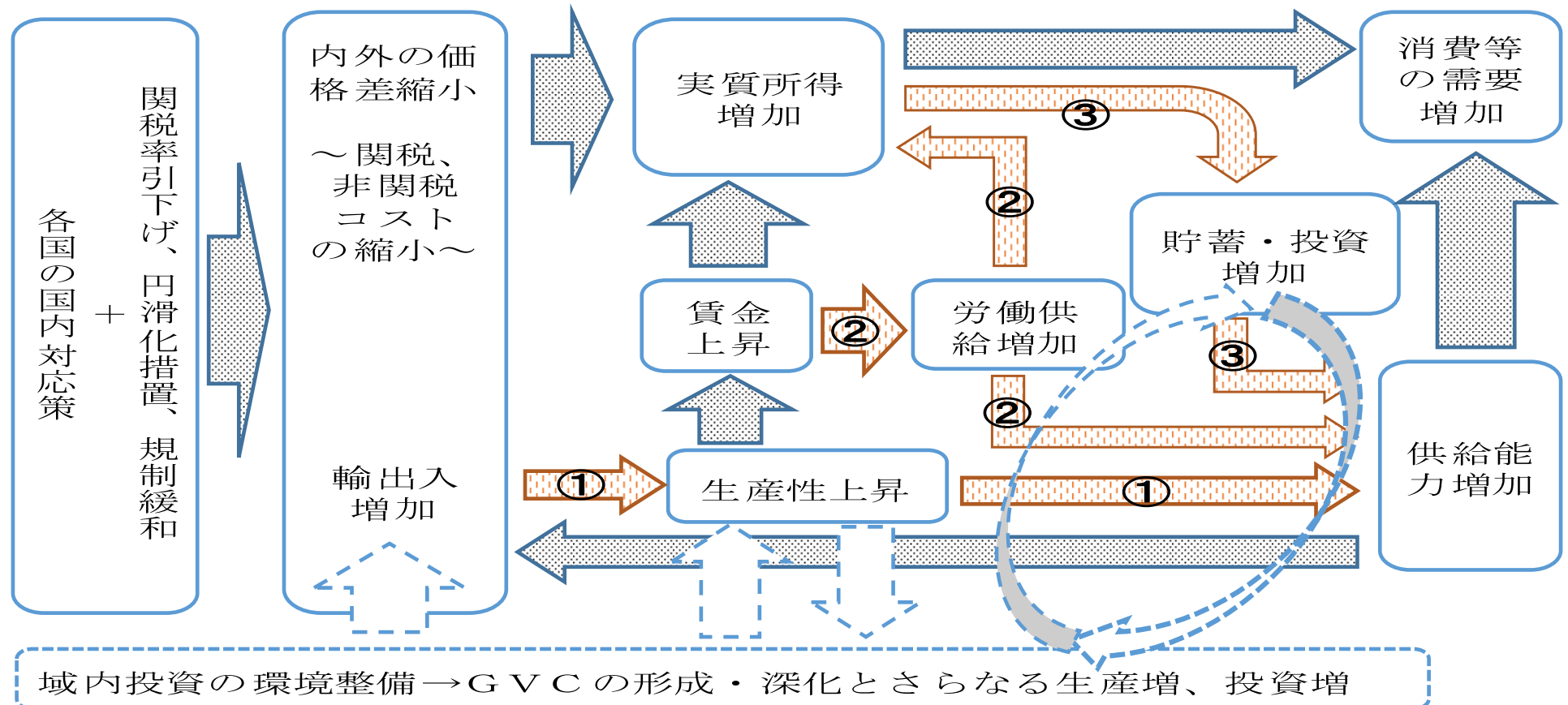


2. 想定する成長メカニズム

- TPPによって生じる二つの外生的変化が、経済を動かして成長する姿を描く。
- 二つの外生的変化は（１）関税率引下げ、（２）貿易円滑化・非関税障壁削減。
- 経済を動かす内生的な成長メカニズムは、① 輸出入拡大→貿易開放度上昇→生産性上昇、② 生産性上昇→実質賃金率上昇→労働供給増、③ 実質所得増→貯蓄・投資増→資本ストック増→生産力拡大、の三つ。

（上記赤字部分が、2013年政府統一試算では考慮していなかったもの。）

GDP増加のメカニズムと導入されているダイナミックなメカニズム



3. 農林水産分野の評価

- 農林水産物については、複雑な国境措置があることから、個別品目毎に精査し積み上げた生産量及び生産額の見込みを農林水産省において試算。（その結果をG T A Pに投入。）

試算方法

試算対象品目：関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の品目である19品目の農産物、14品目の林水産物※

生産額への影響の算出方法：

TPPの大筋合意内容や「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく政策対応を考慮して算出。

- ① 品目毎に輸入品と競合する部分と競合しない部分に二分。
- ② 価格については、原則として
 - ア 競合する部分は関税削減相当分の価格が低下（下限値）、又は関税削減相当分の1／2の価格が低下（上限値）。（注）
 - イ 競合しない部分は競合する部分の価格低下率（関税削減相当分（又はその1／2）÷国産品価格）の1／2の割合で価格が低下。
- ③ 生産量については、国内対策の効果を考慮。

（注）幅を設けないものは、下限値を基本

試算の結果

関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む。

農林水産物の生産減少額： 約1,300～2,100億円

食料自給率(26年度)への影響：

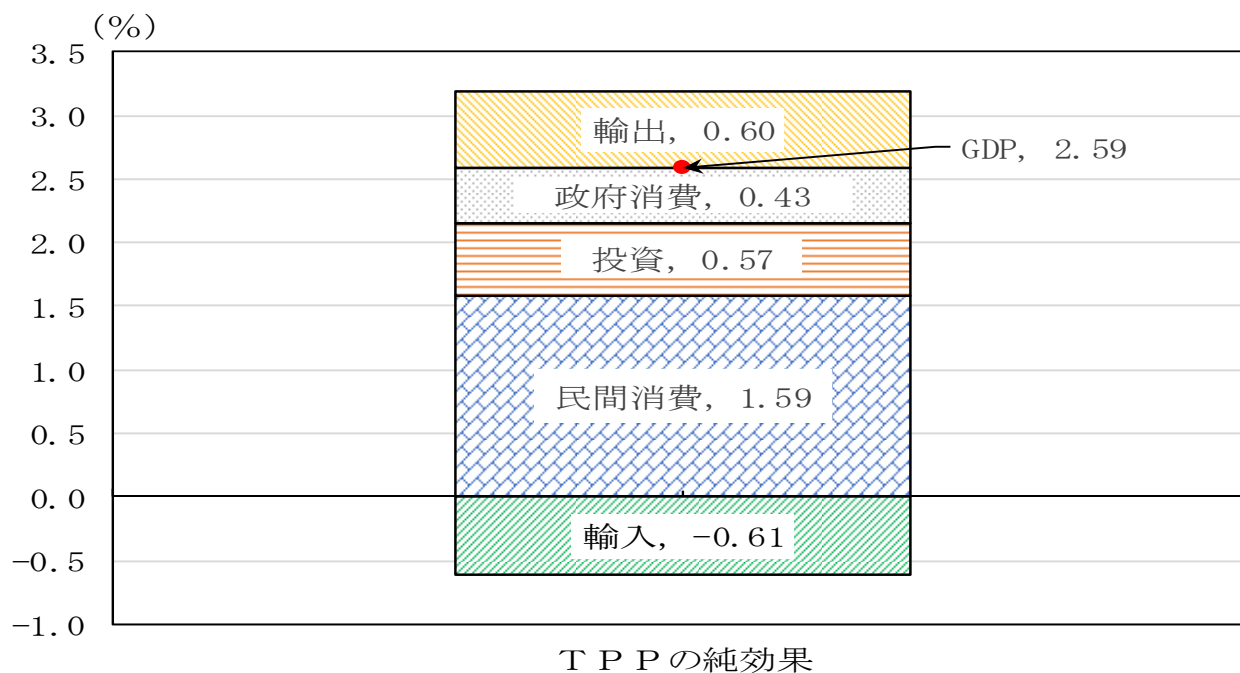
【26年度：カロリーベース 39%、生産額ベース 64%】→【試算を反映したもの：カロリーベース 39%、生産額ベース 64%】

※ 農産物(19品目)：米、小麦、大麦、砂糖、でん粉原料作物、牛肉、豚肉、牛乳乳製品、小豆、いんげん、落花生、こんにゃく、茶、加工用トマト、かんきつ類、りんご、パイナップル、鶏肉、鶏卵
林水産物(14品目)：合板等、あじ、さば、いわし、ほたてがし、たら、いか・干しするめ、かつお・まぐろ類、さけ・ます類、こんぶ類、のり類、うなぎ、わかめ、ひじき

4. 分析結果

- TPPが発効し、その効果により我が国が新たな成長経路（均衡状態）に移行した時点において、実質GDP水準は+2.6%増、2014年度のGDPを用いて換算すると、約14兆円の拡大効果が見込まれる。また、その際、労働供給は約80万人増と見込まれる。
- 分析結果にあるGDP増等の効果は、一時的な需要増加ではなく、生産力の高まりである。TPPによる貿易・投資の拡大によって、生産性が上昇し、労働供給と資本ストックが増加することで、真に「強い経済」が実現することになる。より具体的には、以下のメカニズムで、新たな持続的成長経路へ移行することを想定している。

GDP変化と需要項目別の寄与



○GDP変化

: +2.59% (+13.6兆円)

*実質GDPは524.7兆円 (2014年度)

○労働供給変化

: +1.25% (+79.5万人)

*労働力人口は6,593万人、就業者数は6,360万人 (2014年度)

(注) なお、2013年政府統一試算と同様の手法（関税率引下げ効果のみを考慮）をとると、GDP変化：+0.34% (2014年度のGDPで換算すると、+1.8兆円)（政府統一試算では+0.66% (+3.2兆円)）となる。

<参考 1. 分析で用いた外生的変化>

1. 関税引下げ率

- 2013年政府統一試算では、全ての関税を撤廃することを想定していたが、今回は大筋合意の内容（12か国）を反映。
- 分析に使用した関税引下げ率は、合意した削減率から既存EPA（日豪等）分を控除。我が国の場合、域内輸入全体に対して平均▲3.1%の引下げ、世界全体に対して▲0.9%の引下げ。

2. 貿易円滑化・非関税障壁削減

- TPPでは、事前教示への回答や急送貨物等の迅速引取りについて、これまでのEPA及びWTO協定にはなかった貿易円滑化措置を手当。また、一時的入国、電子商取引等によるアクセス改善により、貿易に係るコストが低減することが見込まれる。
- こうした措置の効果として、物流に関する指標を参考に、各国の輸入価格低下率を仮定。例えば、我が国の輸入の場合は▲2.3%、マレーシア▲6.3%、ベトナム▲13.5%など。

（今回の想定以外にも、投資・サービスに関する市場アクセス改善や政府調達開放による効果が見込まれるが、国際的な定量化の作業が進んでいないことから、算出していない。）

＜参考 2. 成長を促す三つの内生的なメカニズム＞

①の生産性向上メカニズム

事前の輸出入比率（28.8%）→（外生的変化等）→事後の輸出入比率（29.2%）
：1.2%⇒ $1.2\% \times 0.15$ ⇒産出増加的なマクロの生産性上昇率（0.2%）

（備考）貿易開放度1%上昇⇒TFP水準0.15%上昇という関係（109か国×31年のパネルデータ推計）を利用。
0.2%の生産性上昇は中間投入の節約分を含めて0.4%程度の所得増。それが再び需要となり、そして賃金や配当として循環。

②の労働供給増加メカニズム

事前の実質賃金（100）→（生産性向上等）→事後の実質賃金（101.56）
⇒ $1.56\% \times 0.8$ ⇒労働供給増（1.25%）

（備考）実質賃金1%上昇⇒労働供給0.8%増加という関係（複数国の先行実証研究例を利用して想定）を利用

③の資本ストックの生産力効果メカニズム

（賃金上昇、雇用増、物価下落）→実質所得増（2.6%）
⇒（貯蓄≒投資）⇒実質投資増（2.9%）⇒資本ストック増（2.9%）

（備考）需要増加が供給能力増加につながるメカニズム

（注）上記は、TPPを契機とした好循環が実現するメカニズムで、今回の分析（GDP増等）は、その結果の姿である。今後の政策対応で、その実現の加速、さらに大きな効果の実現も期待できるし、想定外の外生的事情によって状況が変化することもあり得る。

<参考3：今回の分析について>

1. 結果の頑健性をチェックするため感応度分析も実施。労働供給の実質賃金弾性値が半減するケースではGDPは+1.9%増。
(労働供給の実質賃金弾性値が0.8から0.4に半減する場合、GDP変化：+1.94% (+10.2兆円)、労働供給変化：+0.62%。)
2. 今回、TPPの効果に絞り込むため、既存のEPA（日豪等）による効果を除外して算出したが、既存EPAも含めた効果は、GDP+3.84% (+20.1兆円) 増加。
3. 我が国の投資開放度が1%ポイント高まると、生産性向上によりGDPは3%増加すると見込まれる(0.12×25%) が、今回は明示的に分析に含めていない。しかし、今後、TPPを契機とする好循環を実現していくうえで、投資開放度を高める政策が重要となる。

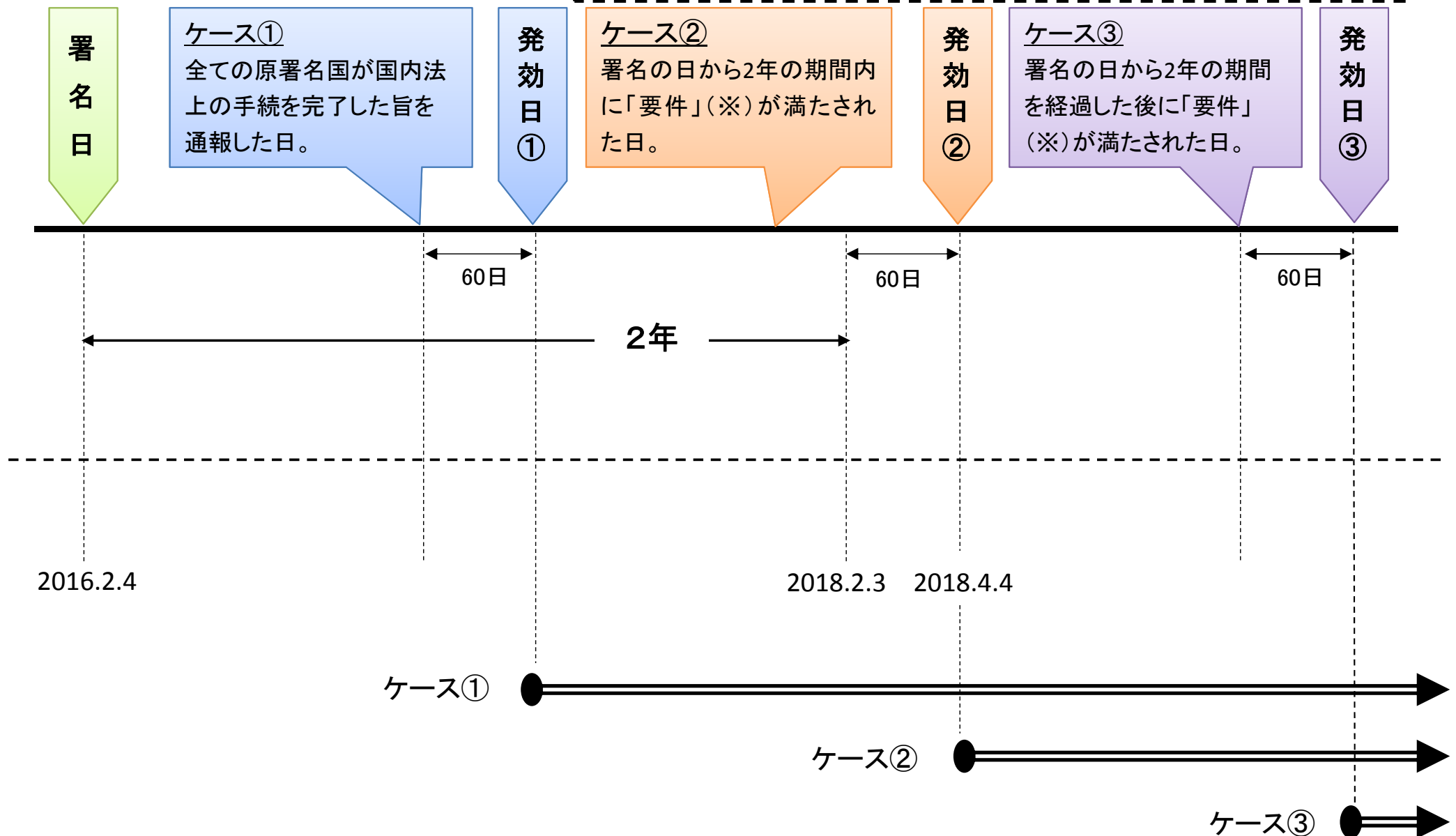
TPP12か国の対内直接投資残高（GDP比）

国	(%)	国	(%)
米国	21.2	シンガポール	252.4
日本	3.8	チリ	66.8
カナダ	34.7	ペルー	26.4
オーストラリア	40.7	ニュージーランド	47.8
メキシコ	28.5	ベトナム	47.5
マレーシア	38.0	ブルネイ	28.0

(備考) 2007～2011年の平均。データはPenn World Tableから引用。

TPP協定の発効規定

※要件：原署名国のGDP（2013年）の合計の85%以上を占める、少なくとも6の原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報すること。



TPP交渉参加国のGDP(2013年)

(単位:10億米ドル)

	GDP	割合
米国	16,768	60.4%
日本	4,920	17.7%
カナダ	1,839	6.6%
豪州	1,502	5.4%
メキシコ	1,262	4.5%
マレーシア	313	1.1%
シンガポール	302	1.1%
チリ	277	1.0%
ペルー	202	0.7%
NZ	185	0.7%
ベトナム	171	0.6%
ブルネイ	16	0.1%
合計	27,757	100.0%

2か国で78.1%

残る10か国のうち

- ① 4か国以上、かつ、
- ② GDP割合6.9%以上が必要。

4. 貿易統計について

経済政策・経済情勢

貿易状況

資源価格の下落による輸入額減少が貿易赤字の縮小に寄与

直近の貿易状況(2015年下半期)は、
中国経済の減速や資源価格の下落といった環境の中、

- 輸出額が、
 - ・ 中国を含むアジア向け、資源国向けで減少するも、
 - ・ 米国・EU向けが引き続き増加⇒輸出額の減少を小幅に抑制。

(中国を含むアジア向け及び資源国向けでは前年同期比0.8兆円減少、総額で同0.2兆円減少)

- 輸入額が、資源価格の下落を受けて、大きく減少。

(鉱物性燃料及び素材関連品目では前年同期比5.6兆円減少、総額で同4.3兆円減少)

- 輸入額減少のほうが大きいため、貿易赤字の縮小に寄与。

<輸出額>

2015年下半期でみると、アジア及び資源国向けで減少(輸出総額に対し合計▲2.1%寄与)。ただし、米・EU向けの増加が相殺し、輸出総額としては小幅の減少(▲0.6%)にとどまっている。

(前年比(%)、右が寄与度)																			
	世界	米国		EU		アジア		中国		NIES		ASEAN		OPEC		その他の資源国		その他の国・地域	
2013	9.5	15.6	2.7	7.7	0.8	8.6	4.7	9.7	1.8	11.3	2.4	4.8	0.8	11.3	0.4	10.0	0.7	2.1	0.2
2014	4.8	5.6	1.0	8.4	0.8	4.4	2.4	6.0	1.1	4.5	1.0	2.3	0.4	15.0	0.5	▲4.6	▲0.3	5.4	0.4
2015	3.5	11.5	2.2	5.3	0.6	2.1	1.1	▲1.1	▲0.2	3.1	0.7	3.8	0.6	1.1	0.0	▲5.1	▲0.3	▲0.9	▲0.1
上	7.9	16.6	3.1	5.1	0.5	7.6	4.1	2.2	0.4	10.1	2.2	10.9	1.7	5.2	0.2	▲2.8	▲0.2	3.0	0.2
下	▲0.6	7.0	1.3	5.5	0.6	▲2.9	▲1.6	▲4.2	▲0.8	▲3.4	▲0.7	▲2.7	▲0.4	▲2.5	▲0.1	▲7.5	▲0.5	▲4.8	▲0.3

輸出総額
2014年下半期:38.0兆円
2015年下半期:37.8兆円(0.2兆円の減少)

対アジア、OPEC、その他資源国向け輸出額合計
2014年下半期:24.1兆円
2015年下半期:23.3兆円(0.8兆円の減少)

※OPEC:サウジアラビア、UAE、クウェート、カタール、イラン、イラク、リビア、アルジェリア、ナイジェリア、アンゴラ、ベネズエラ、エクアドル
※その他の資源国:オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、南アフリカ、ノルウェー、ロシア、ブラジル、チリ

<輸入額>

2015年下半期でみると、資源価格の下落を受け、鉱物性燃料の減少(輸入総額に対し▲11.3%寄与)、素材品目の減少(合計▲1.5%寄与)により、輸入総額も大幅な減少(▲10.0%)となった。

(前年比(%)、右が寄与度)																			
	対世界全品目	鉱物性燃料		原原油		LNG		石油製品		鉱物性燃料以外		鉄鋼・鉄鉱石		非鉄金属・非鉄金属鉱(銅・銅鉱等)		医薬品		その他	
2013	14.9	13.9	4.7	16.3	2.8	17.6	1.5	9.9	0.3	15.4	10.2	6.4	0.2	10.9	0.4	10.2	0.3	16.5	9.3
2014	5.7	0.9	0.3	▲2.6	▲0.5	11.2	1.0	0.1	0.0	8.2	5.4	7.6	0.2	9.3	0.3	3.5	0.1	8.4	4.8
2015	▲8.7	▲34.1	▲11.0	▲41.0	▲6.6	▲29.5	▲2.7	▲32.7	▲1.0	3.4	2.3	▲26.4	▲0.8	▲3.4	▲0.1	31.9	0.8	4.2	2.5
上	▲7.3	▲32.0	▲10.7	▲42.4	▲7.2	▲19.6	▲1.8	▲30.5	▲1.0	5.0	3.3	▲23.0	▲0.7	11.2	0.4	17.5	0.4	5.7	3.2
下	▲10.0	▲36.4	▲11.3	▲39.5	▲6.0	▲39.2	▲3.6	▲35.0	▲1.1	2.0	1.4	▲29.9	▲0.9	▲16.9	▲0.7	46.0	1.2	2.9	1.7

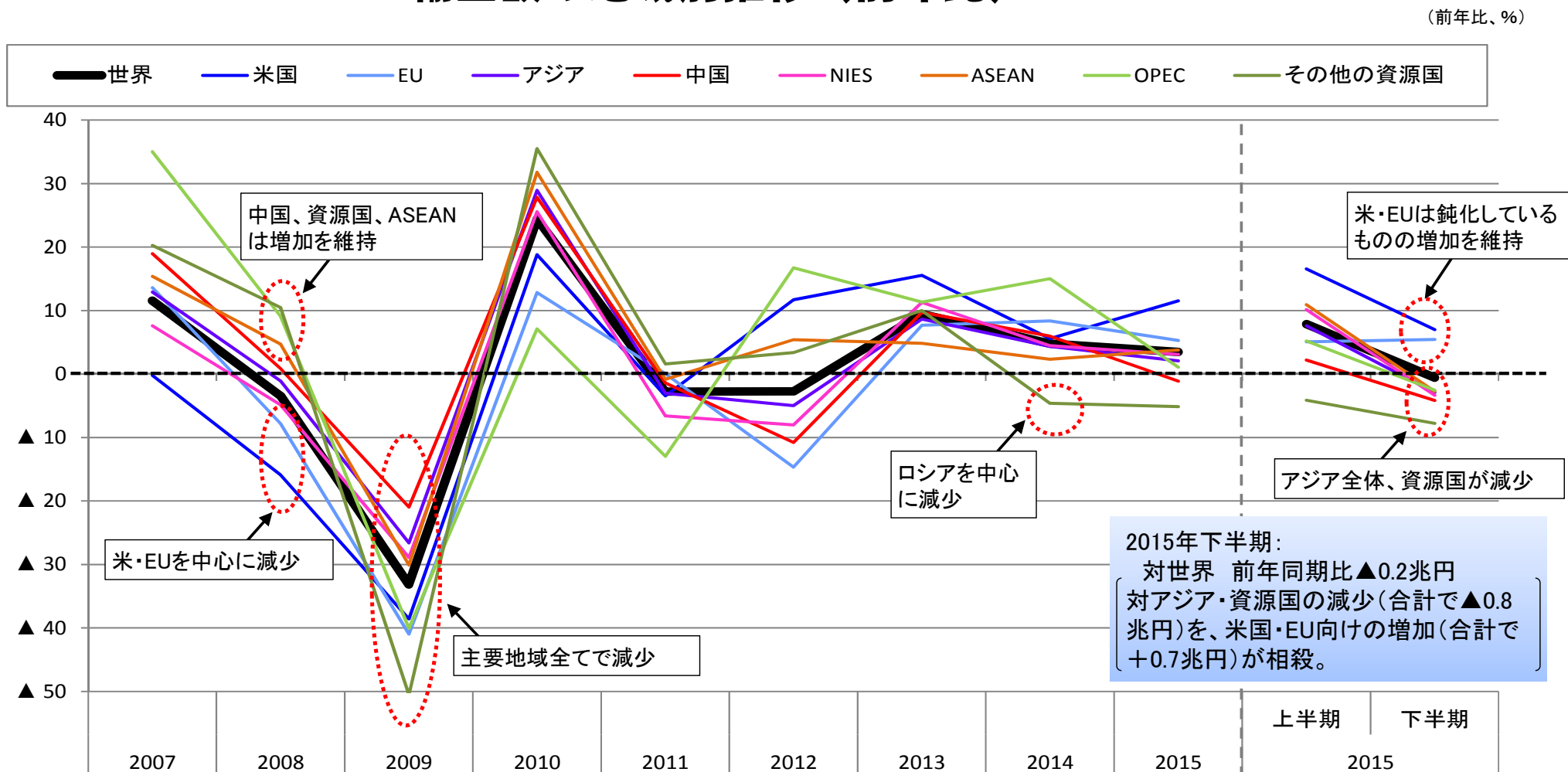
輸入総額
2014年下半期:43.2兆円
2015年下半期:38.9兆円(4.3兆円の減少)

鉱物性燃料、鉄鋼、鉄鉱石、非鉄金属、非鉄金属鉱の輸入額合計
2014年下半期:16.4兆円
2015年下半期:10.8兆円(5.6兆円の減少)

輸出額減少よりも輸入額減少が大きいので、貿易赤字縮小に寄与している

輸出額は、2009年当時（リーマンショック後の景気後退期）と異なり、米国・EU向け輸出額が引き続き増加。これが輸出額の減少を小幅にとどめている。

輸出額の地域別推移（前年比）



【輸出額地域別シェア（2015年実績）】対アジア（中国、NIES、ASEAN含む）：53.3%、対資源国（OPEC、その他資源国）：9.4%、対米国・EU：30.7%

※OPEC：サウジアラビア、UAE、クウェート、カタール、イラン、イラク、リビア、アルジェリア、ナイジェリア、アンゴラ、ベネズエラ、エクアドル

※その他の資源国：オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、南アフリカ、ノルウェー、ロシア、ブラジル、チリ

○中国向け輸出額のうち、消費関連品目は増加傾向。
○安心・安全への信頼性等を背景に日本製のブランド力が向上している衛生用品、化粧品、食品等が増加。

■中国向け輸出額（消費関連品目）括弧内の数値は、中国向け輸出額全体に占める割合（2015年）（億円、倍率は前年比）

品目名	2011	2012	2013	2014	2015	上半期	下半期
衛生用品（1.0%） （生理用品、おむつ等）	—	119 2.4倍	289 2.1倍	593 2.2倍	1,299 3年で11倍	2.8倍 606	1.9倍 693
化粧品・香水（0.5%）	468 1.0倍	481 1.1倍	509 1.2倍	605 1.3倍	778	1.3倍 357	1.3倍 421
医薬品（0.5%）	359 1.2倍	414 1.3倍	527 1.2倍	640 1.1倍	717	1.2倍 367	1.1倍 350
魚介類（0.3%） （ホタテ、鮭等）	165 1.1倍	181 1.4倍	255 1.2倍	307 1.2倍	376	1.4倍 220	1.0倍 156
果実及び野菜（0.0%） （リンゴ等）	6 1.3倍	7 1.2倍	9 1.3倍	11 1.9倍	21 4年で4倍	2.6倍 5	1.7倍 16
衣類・同付属品（0.1%）	68 0.9倍	60 1.1倍	63 1.1倍	72 1.1倍	78	1.1倍 34	1.1倍 45
炊飯器（0.0%）	8 1.3倍	11 1.6倍	16 0.9倍	16 2.1倍	33 4年で4倍	2.2倍 12	2.0倍 21

※「衛生用品（生理用品、おむつ等）」は2012年に計上を開始したため、それ以前のデータは無い

（参考）中国向け輸出額（資本財、生産財、耐久消費財関連品目）括弧内の数値は、中国向け輸出額全体に占める割合（2015年）（億円、倍率は前年比）

品目名	2011	2012	2013	2014	2015	上半期	下半期
鉄鋼（4.2%）	6,719 0.8倍	5,440 1.1倍	5,794 1.1倍	6,156 0.9倍	5,521	0.9倍 2,936	0.8倍 2,586
有機化合物（5.5%） （石油化学製品、ペットボトル原料等）	5,987 0.9倍	5,929 1.5倍	9,186 0.9倍	8,440 0.9倍	7,319	0.9倍 4,062	0.8倍 3,257
通信機（2.3%） （無線通信用のデータ送信用部品等）	1,028 0.7倍	763 1.6倍	1,242 1.7倍	2,146 1.4倍	3,085	1.6倍 1,282	1.3倍 1,804
半導体等電子部品（7.5%） （IC等）	10,296 0.9倍	9,791 1.0倍	9,814 1.0倍	9,954 0.9倍	9,941	1.1倍 4,800	0.9倍 5,140
電気回路等の機器（3.7%） （数値制御装置等）	4,977 0.9倍	4,453 1.0倍	4,565 1.1倍	5,121 0.9倍	4,873	1.1倍 2,504	0.9倍 2,369
金属加工機械（2.3%） （工作機械等）	4,236 1.0倍	4,421 0.6倍	2,560 1.2倍	3,104 0.9倍	3,096	1.2倍 1,596	0.9倍 1,500
自動車（3.8%） （2,000～3,000cc等）	5,578 0.9倍	4,794 1.1倍	5,219 1.2倍	6,303 0.8倍	5,003	0.6倍 1,906	0.9倍 3,097
62 自動車の部分品（4.8%） （キャブックス等）	6,625 0.9倍	5,935 1.2倍	7,015 1.0倍	7,162 0.9倍	6,414	0.9倍 3,102	0.9倍 3,311

（出典）財務省貿易統計

